

城下町 萩 の地誌

―阿武郡萩市中故事―

第2版



目次

目次	1
解説	4
萩城下町図(参考)	5
凡例	6
阿武郡萩市中故事	7
○紙屋町より柵町まで東西の堅路	8
時打櫓太鼓	8
萩打入り、南片河町	8
萩打入り、五間町	8
平安古町、大潮・大水・大風	8
浜崎町	8
片河町	9
瓦町	9
客舎	9
市令所	9
元新町	9
御弓町筋	10

沖之町	10
中之町	10
海潮寺門前	10
今魚棚町	10
龍昌院門前	10
古萩町	10
鍛冶屋町	11
堀切	11
萩築城	11
指月山	12
深野町	12
東升形文字・月見櫓	12
吉見正頼	12
萩城本丸作事	13
萩城縄張り鋤初め	13
萩城東門・南門	13
栄周院	13
長寿寺門前	13
北田町	13
釣道	14

春若町	・	14
細工町	・	14
塩屋町	・	14
北米屋町	・	14
津守町	・	14
五間町	・	14
国中回法会所	・	15
柁町	・	15
○片河橋より新堀川幸橋まで東西の堅路	・	15
今道町	・	15
夷町	・	15
田町	・	15
高札	・	16
紙屋町	・	16
古魚棚町	・	16
後町	・	16
郭外之部	・	16
新堀川筋	・	16
片河橋	・	17

片河階級	・	17
袋町	・	17
嶋榛中央地	・	17
慶安橋	・	18
法光院	・	18
西田端	・	18
東田端	・	18
一乗院	・	18
田端橋	・	19
新道橋	・	19
幸橋	・	19
○（諸事）	・	19
釣道	・	19
呉服町	・	20
市夷	・	20
奈古屋与三右衛門	・	20
渡辺四郎右衛門常、法華寺	・	21
渡辺吉之允宣、法華寺裏門、米屋町	・	21
坂高麗左衛門	・	22

解説

平成25年度山口県文書館古文書実践講座二班は、当館所蔵「阿武郡萩市中故事」（県庁伝来旧藩記録⁸⁰³）をテキストとし、全126丁のうち87丁分を解読した。残りは、平成26年度、古文書解読自主グループ「けやきの会」が解読した。

「阿武郡萩市中故事」は、江戸時代の萩の各町、萩城、市内の諸施設、橋、寺院などについて、由緒、由来、関係史料などをまとめた萩の地誌である。後半部分には萩市中での火災に関する記事も収録されている。作成年月日、作成に至る経緯などに関する記載はないが、表紙に「国郡志局」と記されている点手がかりとなる。

萩藩は天保改革の一環として「国郡志」編纂を企画し、天保十三年（一八四二）一月、近藤芳樹を編纂の担当者とした。編纂作業は弘化期にかけ集中して行われたが完成はせず、作業は次第に終息していった。明治になると「国郡志」編纂は再開され、明治四年（一八七一）四月、芳樹に再び編纂が命じられた。編纂は芳樹が明治八年に宮内庁勤務を命じられるまで続いたが、結局、一部稿本が作成されるに止まり、全体の完成には至らなかった。作成分の「国郡志」一一五冊（「神社志」「寺院志」「辺要志」「雑之部」）が当館に伝来する（以上、後掲影山論文による）。

表紙に「国郡志局」とある点からして、「阿武郡萩市中故事」は右のような「国郡志」編纂の過程で作成されたことが推測される。「阿武郡萩市中故事」には書き込み、訂正箇所、誤記などがあり、最終

的な校正・校訂を終えていない編纂途中の原稿という性格が強い。その点を割り引いても、萩の地誌として興味深い内容を含む。

なお、すでに活字化されている萩の地誌としては、「萩古実未定之覚」（『長周叢書』収録）、「萩諸町之旧記草案」（『日本都市生活史料集成』三 学研 一九七五年）などがある。後者については、参考のため、当館所蔵本（県庁伝来旧藩記録⁸⁰²）を底本に修正を加えたものを巻末に掲載した。

〈参考文献〉

・影山純夫『防長国郡志』・『防長風土注進案』と近藤芳樹（『山口県地方史研究』第94号 二〇〇五年）

実践講座受講生

平成25年度実践講座二班のメンバーは左記のとおり。

井上美登里・上原忠夫・齋藤美穂子・田邑郁代・本田栄子・山中トシ子・山本公吉

〈サポート〉山崎一郎・和田秀作・吉積久年（山口県文書館）

古文書解読自主グループ「けやきの会」

平成26年度「けやきの会」のメンバーは左記のとおり。

久保田有香・森重由祁子・三好能子・上田蕃穂・山本節子・井本澄江・高田美智子

〈サポート〉山崎一郎・吉積久年（山口県文書館）



慶応元年 萩城下町絵図(絵図414)より

凡例

一、当史料は、平成25年度山口県文書館古文書実践講座の受講生、および平成26年度古文書解読自主グループ「けやきの会」が解読したものである。

一、漢字は、原則として常用漢字を使用した。

一、変体仮名及び慣用的合字は、「江」(え)、「而」(て)、「者」(は)を除いて、原則として平仮名に改めた。

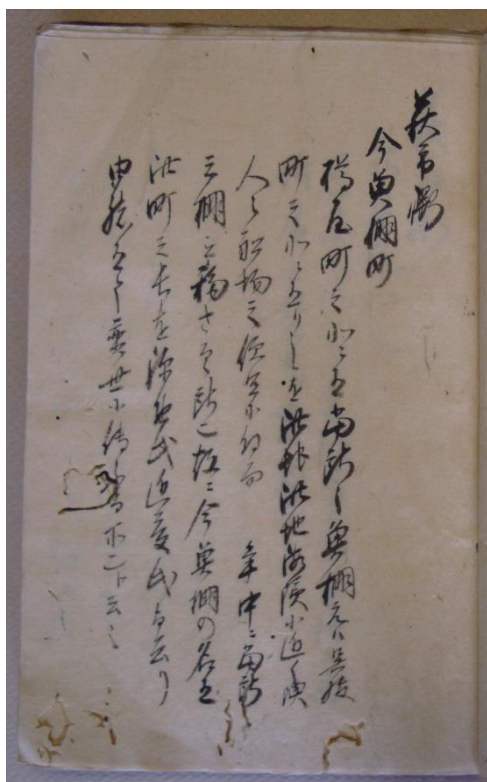
一、適宜、読点および並列点を付した。

一、抹消部分は、原則として訂正部分をそのまま本文とした。

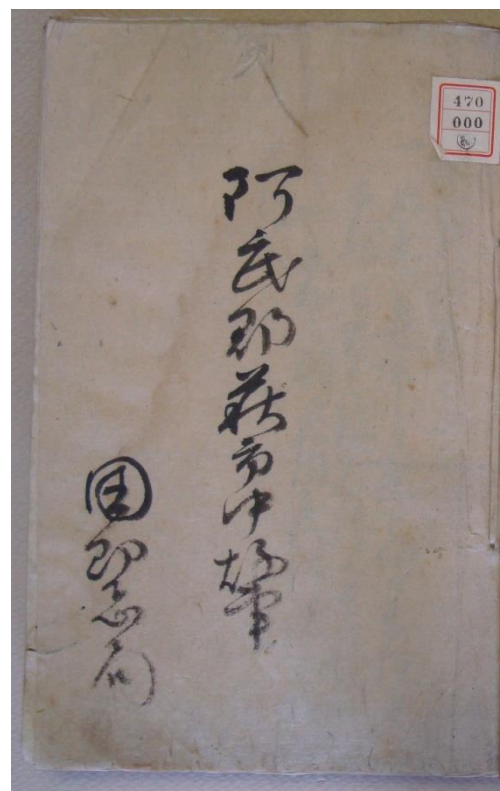
一、改行や割注は原則として原本のままとしたが、意味をとりやすくするため、改めた場合もある。

一、説明として加えた傍注は、()で示した。

一、本文右上に小活字()書きで付した数字は、講座で用いたテキストの頁数を示している。頁の区切りには破線を入れた。



本文部分の記載



「阿武郡萩市中故事」の表紙

阿武郡萩市中故事

(表紙)

阿武郡萩市中故事

国郡志局

故実拔萃 ②

時打櫓太鼓

一時打御矢倉之太鼓ハ、山口香積寺之

太鼓ニ而、羊之皮ヲ以張と云、其後皮改り

候や未知也、胴ニ大内義弘と銘有之様ニ

伝云

萩御打入り

③
細工人
御手洗七郎右衛門勝政言書出

重定 兵助

牢人ニ而從広島山口マテ来り、萩

御打入之時、御跡より萩江来り、南片河

住ス

④
長井壱岐守直之譜

一慶長五年

萩御打入り

輝元公山口御打入之節者、御馬廻ニ而御供

仕、左候而、萩被遊御越候節、御供仕、罷越

五間町

年序 萩五間町ニ而屋敷拝領被仰付候、
不知
罷居候段 年序 不知
月日

⑤
桑原寛書

平安古町

大潮・大水
大風

慶安三年七月大波にて平安古町

其外大潮上り渡海無之、大水も七月二

出候、又九月大風

⑥
御国政御再興記

浜崎町

一萩浜崎にて屋敷御買上被仰付、御歩行

等之節、水辺旁程能宜敷相成候事

⑦
(関関録)

関九十七

私悻家之儀、曾祖父奈良松友嘉と申候、根本

阿波之三好義継家人山家勘兵衛と申候、

天正之初、三好家断絶ニ付牢人仕、京都罷居候、

吉川如券様被掛御目、御口入にて

輝元公江御奉公へ被召出、応御意、御側を不去

被召仕、高麗江も被召連、其後関ヶ原一乱之

時も大坂木津迄御供仕候、此時御意ニ新

参之儀候得者、御暇も可申上候処ニ、御普代同前ニ

⑧

肝要之御時節無二之覚悟神妙ニ被思召之

通、段々御褒美被遊、御腰物并御長刀一振
致拝領、今以所持仕候、御両国二被為成候、而も
式百石被遣、御城近辺二可被為置とて萩片川
二而屋鋪拝領仕、度々御下り被遊之由御座候、其
後彼屋敷類火二相、急火二而御判物并三好之
証文迄焼失仕候、少々残候御判物ハ友嘉
隠居仕、嫡子忠太夫江家督被仰出候
秀就公御判物并御打渡、扱又忠太夫・善
兵衛兄弟江御字拝領名替之御判物、
輝元公・秀就公御両代御書所持仕候、右申
上候様、曾祖父友嘉事本名山家後奈良松
と申候、嫡子忠太夫二男半左衛門、一節ハ幸坂と名
字替仕候、忠太夫嫡子長右衛門代無実子家統申候、
二男半左衛門儀者、本家貳百石内六拾石分地仕、
唯今私迄友嘉より四代相続仕候、正保年中
より名字吉田二相改候、此外古書記置候物右
之通及焼失候故承伝候処、家筋之儀申

上置度奉存書付差上申候

奈良松友嘉
奈良松善吉
吉田長右衛門家次
奈良松善三郎
吉田半左衛門就忠
吉田善兵衛政房

瓦町

萩市衛

瓦町

呉服町之東に有り、往古此地に瓦工居せり
故に此名有り

瓦蔀魴韻曰瓦 五纂反和
名かはら 焼泥為之蓋屋宇上、蓬

萊子所造也、唐韻曰窯 昔通揚氏藥語抄曰かは
らかま

(10)

萩市衛

客舎

客舎

呉服町二丁目之端、瓦町之頭之北側に有り、
諸国之幣使を請して饗応する所也、故に
客館之名有り、市日者此客館之
内に有り

(11)

萩市衛

市金所

市令所 上山庄左衛門 奉行之時建之

客館之裏二有り、令一人・吏二人・下士数人
を置而、東西之市中小大之事務いたし
む并当令をして城市郭外之寺社・諸士・
市民之宅地之事を管擣せしめ別に吏
一人を置、是を屋敷方ト云也

(12)

萩市衛

元新町

元新町

御弓町北之海頭にあり、古此町を新

町と云しを後に此町ヨリ東北之地ニ新地の町を三筋置れて新道と号す故に此所を元新町と称すと云々

(13)

萩市衛

御弓町筋

御弓町筋

沖之町之北ニ有、東西上町之程其名同し、此所に元ハ御弓之物居住せし故ニ此名有と云々

(14)

萩市衛

沖之町

沖之町

今魚棚町之北ニ有、此町海にさる故ニ此名を称す

(ママ)

(15)

萩市衛

中之町

中之町

今魚棚町之北沖之東ニ有、魚棚町と御弓町之中ニ有ゆへに此名ありと云々

(16)

萩市衛

海潮寺門前

海潮寺門前

今魚棚町東田町ニ有、此地に海潮寺有二依り此名有り

今魚棚町

(17)

萩市衛

今魚棚町

樽屋町之北ニ有、当所之魚棚元ハ呉服町之北ニ有りしを、此地此地海浜に近く漁人之船場之便宜に付而、年中ニ当所之棚を移さるゝ所也、故ニ今魚棚の名有、此町之長を深野氏・近藤氏と云り、由緒有て奕世に伝ふる所也と云々

(18)

萩市衛

龍昌院門前

龍昌院門前

長寿寺門前の東津守之北ニ有、津守町付庸之地也、幾前ニ同し

(19)

萩市衛

古萩町

古萩町

下五間町の東に有、古来ハ此町のミ有し故に萩と云も、此町之号を以て惣町に及す所也と云々、心は明か也、此町之東詰相町の隅をいふ春若口の門を去る事九町四十間也、其順路を春若口の門より釣道を北に歩ミ春若町を東ニ折キて細工町より

(20)

直二古萩町を行詰る所也、毛利大蔵主之川屋敷寄に有り

右春若口之門より古萩町之東

西之堅路如此

萩市衢

鍛冶屋町

春若町・細工町之北に有、東西の二町を

鍛冶屋町と云、此所古より今に至り

て鍛冶屋多く居住す故に町の名

とせり、鍛冶(鍛冶)を誤りて鍛治と世に

云、上代より之事と云々

倭名鈔曰、鍛冶(鍛冶)二音、四声曰、金鉄(原文)為(打金)鍛(鍛冶)器也、冶、焼鉄銷鑠ナリ

(21)

俗曰、鍛冶訛也、今案二倭名抄二鍛

冶訛也と有而和訓なし、故に鍛冶

ち(たむ)音を以読之人有非なるへし、鍛冶

ち(か)と訓すへきにや、倭名抄鍛冶具云、和

炭(逆古すみ、今案)和炭にかすみの訓有り、

今も俗に和炭を鍛冶炭(かち)と唱ふ、

是を以て知るへし、鍛冶(たむ)ち(ち)と

いへる事ハ古来より訛来れる所也、又鍛

堀切

萩築城

治之具鞆(ふき)かはを訛りて俗にふいこと

云、天目一箇神(神代卷)祭を鞆祭(ふい)と云也、倭名鈔曰、鞆、唐韻曰、薄拌反、藻

語鈔曰、鞆袋ハふきかは、革囊吹火也、野

王案鞆所以吹治火令熾囊也、今も鞆

は狸皮を以て作る、但上古は袋にせし

なるへし、故ニふきかはの訓有り、今

は箱を以て製する也

(22)

故実拔萃

一御城山西之方倉江と地続二而有之、

左様二而ハ御山後堅固二無之故、堅固

之為ニ吉川様之御馳走二而堀切被仰付

候而、河水直様海江落候様二相成候得共、

浅瀬故獵船之外大船ハ往来不

得仕と云、此水昔ハ御山之前江落合也、

御蔵元辺より海へ流出と云、此間を

埋候由

(23)

故実拔萃

一御城地往古北条上野前司直元

居城之由、其後吉見正頼出城と云、

慶長九年四月朔日、輝元公山口より

萩御越被成、四五日御滞留二而、狩野太郎右衛門

江絵図被仰付 雲谷家一通り、
狩野門弟と云、六月朔日

御縄張始にて過半成就二付、同年十一月

廿八日御入城、輝元公御年五拾二才、

吉川藏人法名如兼御縄張、普請

⁽²⁴⁾
奉行三浦内左衛門元澄

故実拔萃

指月山

一御城山之名指月山と云、是ハ壁岩と云、

⁽²⁵⁾
又温磐経云、修多羅教若指月山此字

を用也、萩之諺云、指月ニ多羅地と云云、

南ニ修多羅山永福寺有之 碧岩

⁽²⁶⁾
故実拔萃

深野町

一今の深野町ハ其比迄只今之御本丸

傍ニ有之候而、深野と云町人居住仕候也、

今の深野町ハ、豊前獵人朝鮮陣

之節廻子役ニ参、後此所まで歸りて

住宅仕由、此者共を小畑江御引せ被成候、

是を今浦と云、彼深野か地被召上候而

右獵人町を深野町と云由、深野屋敷ハ、

御本丸之内ニ被成御居間之御畳、御初入国

⁽²⁸⁾
御間ニ相不申二付、深野か畳御敷せ被成候、

依之今以深野より御初入国ニハ疊差上
申候、深野か地の印ニ今の深野町と名付
御立被置候由

故実拔萃

東升形文字

一東の升形之内、西北の隅の下石ニ、是より

南益田と有之文字を切付有之、往昔

石垣普請之時、益田・熊谷争論

大事ニ及候事別ニ記之、月見櫓とハ

敵の付を見ると也、本丸江至りたる節に

敵の付を見ると云ハ落着難仕、東南を

受し櫓故月見と云成へし、西の方に

有之矢倉を塩見と云、敵の塩あいを

⁽²⁷⁾

見ると云、是も其段にハ有まし、西の方

塩見やる故の名成へし、御山に瀬戸

崎櫓と云有り、其名を呼へし

吉見正頼

正頼 式部郎 大蔵大輔 出羽守 参河守
法名 周傳寺月佐廣公

⁽²⁹⁾
陶全姜ノ慕逆ヲ惡ミ、大内家ヲ背キ元就

公ト約アリ、石州二本松ノ家城ニ楯コモリ、従大

内家数月攻トイヘトモ堅ク護ル、元就公ヨリ

有御加勢得勝利、ソノ後対御家軍功若

干也、石州吉賀郡・長州阿武郡・厚東郡・防州

佐波郡等ヲ領ス 中略、及老年阿武郡指月二

隠居シ、於彼所天正十六年戊子五月廿二日病

死

(28)

徳山奎士昌屋藏人間并答

萩城本丸作事

一慶長九年十一月始而萩御入城二候、御本丸御作事も半途二而、御広間御造作

も未調候

(29)

一萩御城御縄張御鉤初者慶長九年

萩城縄張り鉤初め

三月二候、六年比ハ右之御評義も無之候

徳山奎士昌屋藏人間并答

萩城東門・南門

一萩御城慶長九年御成就、東御門者吉川如兼殿、南御門者益田牛菴殿江被仰付

候由 慶長十一年御成就と、
記候ものも御座候、其通二御座候哉

(30)

萩市衢

栄周院

栄周院

鍛冶町の東の方北側二有、浄土宗鎮西

派当所龍昌院之末流なり、羽林秀 (位牌)

就公之御母公之異牌を安置せらるゝ道

場にして、良譽上人を開山始祖とし寛

文十一年に草創之地なり、寺ハ彼法諱を

用ひて栄周院と号す、山を来迎と云

事ハ当寺の本尊本尊無量寿仏来 (ツマ)

(31)

迎引擣之事を表相して宗門依経

之文二抛れり

本堂本尊 阿弥陀仏 新作

文殊堂同 文殊大士 新作

萩市衢

長寿寺門前

長寿寺門前

鍛冶屋町之東、塩屋町の北二有之、北

米屋町付庸の地なり、此地に長寿

寺ある故二此称有り

(32)

萩市衢

北田町

北田町

田町之北、報恩寺門前に有り、横道三町を過ル間

其名を呼事ひとし、此号ハ田町の南にあるを

南田町と称するに對して、北田町を以右に

呼ふる所也、右今道町より北田町迄東西

之堅路大旨如此

(33)

釣道

萩市衢

釣道

春若口之門東之前路をいへり、此地に南
北に塹^{きほり}有り、其上に設たる所の道を
^(ママ、経すか)
云也、釣道之事前二徑す、故に爰に贅す
す

※原文では「塹」に「子」あり

(34)

萩市衢

春若町

北片河町の北、釣道の東二有、此地春若何
某居住せしゆへに此名有り、彼氏人之
後裔今二爰に居すと云々

(35)

萩市衢

細工町

春若町の東、夷町の北二あり、此地に諸道
の細工人居住せり、木工二大工・小工あり、対
して諸道工人を細工人と云り

(36)

萩市衢

塩屋丁

細工町之東、法華寺町の北にあり、此町
元塩屋氏某居住して始て市の長

塩屋町

細工町

春若町

となれり、故二此号有と云

(37)

萩市衢

北米屋町

塩屋町の東南、米屋町の北にあり、
最初此町に米穀を売買する商
人多く居住せしゆへに此名ありと云

(38)

萩市衢

津守町

北米屋町の報恩寺門前之北に有
此町に初て人家を移さるゝ時に
津守氏某を以て坊^{知未}の長とせり、
故に此称号、撰津国住吉之神
主津守氏也、此支流の人なりト云々

(39)

萩市衢

五間町

津守町の東、北田町の北に有、上下の
二町を分、西を以て上とし、東を以て
下とす、西を上とする事ハ府城西の
方に有を以ての故なり、此所に市
廓を置くゝ始、戸別に五間を分ち
領ち給ふ、故に町の名に称する所也

(40)

萩市衢

国中回法会所

国中回法会所

成就院之東、客館之北向に有、国吏此ニ集云
(マ、雑訟カ)
シテ国中之新訟を聴と云々、争論を科決し
或は非違発覺・未発の輩を追補し、罪
之輕重を拷問糾断する所也

イ是上山庄左衛門大江役中此会所調と云々

萩市衢

柵町 おほく
ひまら

柵町

後町之東、瓦町之北に有、往古此町之道之幅
西を広く東は狭し、其形衣之前襟ニ
似たり、故此号有と云々、延宝二年市令
に命して道之広狭を平直ニなとし

む、今之道程也、俗ニ相首之字を用ふる
は非也

倭名鈔曰柵四声字苑云 如苞反
おほくひ 衣前襟

也ト云

以上、紙屋町より柵町迄東西之堅路、大概如斯

萩市衢

今道町

北片河之東、紙屋町・古魚棚町の北に有、
古魚棚町の付庸の地なり、此号ハ地除丁
北之町を延宝二年に開かれしより今之道
の名有りと云々

萩市衢

夷町

今道之東、後町之北ニ有、往古此所惠美
須神社の旧跡有りしを村防とせし

故に此名を用ゆといふ、一説ニ此地ニ惠美須
石といふ有り候ゆへに町の名とす、今ハ無し
と云々

俗ニ紙の角を切残せしを夷紙と云、銀
の涌余り有を夷銀といへり、皆形之鳥

帽子に似たるゆへに此名有り、名も其類
は詳かならず

萩市衢

田町

東西二町有り、往古無町、田地なりしを
後に市店之町とす、故に此号有り

萩市衢

高札

高札

東田町之東、幸橋之北二有、時鼓門を去ル事十

八町四十間、其順路は四本松より西広小路

本町中之門二至り、釣道を北に歩ミ、南片河を

東二折きて呉服町以来之市中を過て

爰に至れり、此所に天下国家之制令を榜

示する所也

以上釣道を東田町之札場まで東西之堅路

(48)

記し訖

紙屋町

萩市衢

紙屋町

南片河之東、呉服之北に有、東西之堅路也、昔

は此市店に紙を売し商客数多居住す、

此名有り

(49)

萩市衢

古魚棚町

古魚棚町

紙屋町之東、呉服町一丁目之北二有、最初

此町を魚棚とせしを後二海辺之便宜に

付て魚棚を北浜の地に移す、故二古魚棚町

之名有

萩市衢

後町

後町 うしろ
まち

古魚棚町之東、呉服町二丁目北にあり、此

町北側には市店、南側は二丁目之人家

之後にして垣壁のミ有りて市店なし、故二

後町之名有

(49)

萩市衢

郭外之部

郭外之部

郭中封疆之外、堀川より東南、椿川

松本川より以内郭外と云り、是則島

榛原之地也

新堀川筋

新堀川筋

南片河之南二有、郭中封疆以外之堀

川の支流也、郭外封疆之堀川は古来より

有所也、然二貞享四丁卯年平安古岸

(50)

端より唐樋迄新溝川御堀せ被成二付、溝

川之絵図并御口上書二月十九日二御月番

老中大久保加賀守殿 江林仁左衛門持参、同

廿三日如御願被仰付、依之新に川をほり出来す、

郭外之水を分て唐樋之入江ニ流せしゆへに
海水乾満之通路をなし乗船浮桴も同

用に便宜を得たり、故ニ古ニ対シテ新堀
川ト云々、元此所蘆原にして大沼也、此川堀
而後追々田となる

萩市衢

片河橋

片河橋

新堀川之西、片河之南ニ有、片河筋より通路
之為に新堀川頭にす所を橋也、^(ママ)故此名有、
有元小橋也、正徳年中石橋ニ成ル
湯浅小右衛門
作事奉行

役中

片河階級

片河階級

南片河之南、袋丁之西ニ有、此南北は高く
東南ハ低し、故に石を編て階級かむきを
作り、行路之使用トす、故に此名有、石を以

(51)

而山麓坂溪ニ階級を作り用ゆる事は
釈尊在世より事起るト云

西城記曰、昔頻毗婆羅王將往仏所乃斬石通
谷疏石導川或皇或擊巖作為階級、以至仏所云々、
階級一名雁齒がむしト云り、俗ニ雁齒がむしと云而、雁木ノ

字ヲ用タリ、雁木ハ堂前床下又ハ山阪階砌ニ石を累
て作り又石に便りなき所ハ木を以て是を作る、

其形一ハ進ミ一ハ退く、鴻雁の行列又ハ人獸之牙
齒之參着たるに似たり、故ニ雁齒といへり、
齒音と唱る事ハ五音之横通なり、然るを
木ニて作りて其之似たるゆへに斯のことく云ると心

得て雁木と文字を用ひ来れるハ穩当なるコ
(ママ、ことか)
るか

遊仙窟曰、珠玉縁階參着於雁齒
註曰、雁齒、刻
木亦刻石為之、

其形一前一却、如雁之行列、人鳥牙齒之形、人作床下又作
階砌、皆累縛作之云々

和名抄道路具第四百四十三曰、雁齒白氏文集云、鴨頭

新水に組橋云々

(52)

萩市衢

袋町

袋町

元安戸求馬源、屋敷なり
年比及に町となる

新堀川之北、呉服町之南に有、東南堅路町也、

此町筋之中間、鍵之手の有所は往古ハ土家

有而、東西之通路なかりし、故に町の形を以て

袋丁の名あり、後に通路を切開ひて町とすと云々

(53)

萩市衢

嶋榛中央地

嶋榛中央地

袋町筋之東、慶安橋ニ至る所有、橋詰より

西の方へ行程、是則当所中央之地也ト

云々

(54)
萩市衢

慶安橋

慶安橋

袋町之東、新堀川に有、此橋慶安橋之通

路なるを以て此名有華ハ見慶、安橋条下、一云、此近所に

岩佐慶安と云医師有り、故ニ此名有りと云、此説

非也、此橋之辺之道路ハ元来なかりしを

貞享年中已来に開き通る所なり、慶安

橋ハ古号にして、此橋之通路ハ直ニ西田端

之方ニ通有し也、是往古より慶安橋之通

(55)

路なりしを新堀川を設けられし時に古

道を廢して、今之慶安橋を通路とハせし

なり、故に橋之名もかくハ称し来れり、

岩佐氏ハ貞享以前之人なり、是後人の

牽合附会の説にして用ゆへからすト云々

萩市衢

法光院

法光院

慶安橋之北詰、機町の東に有り、此寺

昔は門戸を西に設けて絹機町に有り

しを、今ハ門を東に開きて新堀川江

向ふ、当院は周防国山口に有りて大乗

坊と号し、真言宗之寺有り、慶長

年中ニ源雲法印此所に移し、法光院

と改ム、本尊は無量寿仏を安置す、彼

(56)

仏之因位、一名を法光菩薩といへり、故に

此号有にや

客殿本尊 無量寿仏如来

護摩堂本尊 十二面觀音大士

萩市衢

西田端

西田端

呉服町二丁目之南、新堀川之北に有り、東

南之堅路をいふなり、往古は此筋之南

之方ハ田地なりしゆへに田端たは之名

有りと云、此所之西之端ヨリ片河橋迄三

町式十間あり、則新堀に像而順道する

所也

(57)

東田端

東田端

瓦町之南にあり、儀ハ前に同し

萩市衢

一乗院

一乗院

東田端之西角、蓮池院之南ニ有り、此地故

千体仏堂之境内也、彼堂破壊之後に

常念寺の内に移して有、堂今ハなし、

一乗院ハ元来芸州ニ而真覺僧都之

開基する所也、後に当国玉江ニ移し

良雲法師住持す、又平安古へ移り

暫く有り私云、今肅平七、
屋敷なり、元禄四年ニ当

(8)

所へ建立ト云々

寺山之号無し、一乗と云事ハ瑜祇曰、

以金剛之一為乗云々、此文に拠ると云々

定殿本尊 不動明王 智證大師作

護摩堂本尊 医王善逝 恵心僧都作

萩市衢

田端橋

田端橋

田端橋たはたのはし ハ瓦町の東南に有り、此辺を

往古は田端と云来る故に此名有、此橋ハ

米屋町ヨリ千体仏畷を今宮門前に

至る通路にして、新堀川に渡す所也、

此畷を中道ト云

(9)

萩市衢

新道橋 イ中道橋

新道橋中道橋

南田町之中間にあり、雑賀下り筋より

新中道への通路之橋也、故此名有り、

(10)

幸橋

萩市衢

幸橋

高札場之南、唐樋町之北に有り、西田端

之西之端ヨリ此橋本迄之中間ハ田町

五拾六間有也、幸橋の義詳ならずと

云々

已上、片河橋より新堀川幸橋まで東西之堅路、斯之如し

釣道

(11) 萩市衢

釣道

中之門之外堀川之前路を云、往古ハ

堀川に橋を渡して通路せしを元

禄八壬戌年二月廿二日掛作りの差図、東武

阿部豊後守正民(ママ)江林仁左衛門持参

し、依御免此地之人に命て河頭

に居家を作らしむ、其家之製ハ棧

作りにしたり、又橋を廢し、樋を両

(12)

所に構へて水を通し樋上に封疆

を作りて一堆の道とす、是を釣と云り、時に

童謡有り

かたかう片河ナリ つりみち釣道ナリ みな皆也 かけつく

り棧作ナリ さそや嘸ほりかせナリ 風堀川風 さむ寒也 ござ

ろ御座也、イヤロ 今に国中の民間に片河節とて
音可濁也 謡ふハ此童謡之遣る也(ママ遺)

萩市衛

呉服町

南片河町之東にあり、此町ニ往古より

織布衣服之類売ル商客多く居住せし

ゆへに此名有、我朝之俗に織服之類を呉服と云、

昔応神天皇之御宇ニ呉国より縫工女来り

て、我国に縫工之法を伝しより呉服くればと云

来れる也

日本書記曰、菅田天皇二十七年春一月戊午

(83)

朔、遣阿知使主・都加使主於呉、令求縫工女、爰阿知

使主等渡高麗国、欲呉達、則高麗更不知道路、乞知

乞知道者於高麗、王乃副久礼波・久礼志二人為導

者、因是得通呉、呉王於是与工女・兄媛・弟媛、呉織四

婦女、今日本記に織はとり之字を用る、服はと之

字も同義同訓なる、国史倭名抄等に見ゆ、繁多

なる故に爰に贅せず、呉く、呉魏蜀之三国之滅

亡之後、晋之代ニ当り日本国初而彼国江通せ

しより我国に呉音を学ひ来れり、後に漢音

を学ひしは桓武天皇より以来之事也、日

本後に見へたり(紀脱)

市夷

萩市衛(84)

市夷 小社ニ坐所祭神蛭子尊
大己貴尊

一町目長谷川宗兵衛か家ニ有り、慶長年中

新市置れし時、長谷川恵休といふ者有り、

公に請ふて恵美須之小社を建而、当市之

守護神とし祭詞(祠)を設し、毎月十日念日

市目とし、郷民爰に会合し、交易を

なす事、今に連綿たり、又小社ほこ之恵

美須・大己貴之神像を写シ、元旦に市中之

(85)

戸別に授し、此事往歳より今時に及所

也ト云々

奈古屋与三
右衛門

徳山奈土呂屋藏人間并答

問

一元和三年六月 下略

答

年月本書云通、尤今年五月就隆様萩

出立六月御京着、七月朔日於三条御城

諸大名惣並、秀忠公御目見、畢而於御

座之間御懇之上意有之、且亦

宗瑞様御病体等種々御尋有之、土井

大炊頭殿御取合せ御首尾無残所候、

(86)

同年九月中旬

秀忠公京御立二付、就隆様二俄二御供之儀
被仰渡、同月十日先達而被成御立、江戸

御下向義も奈古屋与三右衛門御供被仰付
候、頓而翌四年四月十二日秀就様御出府
已后就隆様へ御暇被下候儀ハ五月五日と
相見候

渡辺四郎右
衛門常

渡辺四郎右衛門常

地他国御役所勤仕候哉、書伝申伝にも一向
無之、只今相知不申候、然処二寛永十

法華寺

八年十一月於法華寺不慮二被討山村

松庵、深手二而御座候得とも、其分二而不
被閣二付、則時拔合せ討果可申致覚悟
候処二、一座之者双方共相囲候故、不及
力、其通二而閣、早速身柄保養仕候内、

(67)

御目付立越見分相済候上、引取候二付、
知行減少被仰付、高四拾石二罷成候、然
処二右之通深手二而候故、養生不叶、翌
年五月果申候、此時世倅吉之允漸二歳
二而候故、預母之養育、送年月候、吉之允
二歳之時分之儀二御座候故、右之委細之
只今不分明候

渡辺吉之允宣

渡辺吉之允宣

父四郎右衛門常果候節ハ二歳二而御座候、然処
常妻養育仕参候内、六歳之夏母病死

仕候、未幼年之事二付南忠左衛門景勝妻実

ハ叔母、六歳之夏より致養育、送年月

候内、漸十五歳二罷成候二付、父之敵山村

松庵と申者有之、敵持之身柄之由、本

系二相見候、叔父二而候渡辺源助俊申

(68)

聞せ候、其内ハ右之訳存知不申、送年

月候、其訳ハ余り幼少之時分より申聞

せ候而ハ、却而盛人之妨二も可相成と存

盛人を相待申聞せ候通二御座候、自夫

敵討之計略二朝暮心を尽、源介相談

仕、共二形を替、神社祭礼又ハ説法群

集之場杯二立忍、漸松庵を見覚候故、

只様伺時節、万治元年二月十五日、只今

法華寺裏門前二而源助儀も致太刀、

十八歳二而無難松庵討果し候、然処

只今米屋町辺二福原惣右衛門物頭役

二而罷居、早速懸付、兩人共自分爾

同道仕帰申候、其上二而御届仕御尋有之

法華寺裏門

米屋町

候二付、右之參懸り具ニ申上候処ニ、御評定之上、桂木工就忠ニ御預ケ被成候、其後持懸り知行少身ニ而取渡り難相成可有之と被思召ニ而、知行之外ニ五人扶持方下賜候、右源介儀も新知下賜被召出

御細上人

坂助八書出

高麗左衛門某

一輝元公高麗御陣御帰朝之節、御供仕

日本へ渡海仕候、其後於高麗ハ何之業を得候哉と就御尋、半弓之翫ひ・焼物細工

仕由申上、重宝之者ニ付被召抱御扶持頂

戴仕、萩御打入已後、阿武郡松本村之内

只今之唐人山一円ニ拝領仕、坂本と称号

被仰付、屋敷五反八畝貳拾歩之地御除

(70)

地被仰付、御用物調差上申候、就夫屋敷

内江御茶屋御普請被仰付、度々被遊

御下、焼物被仰付、被遊上覽候事

新兵衛忠順

一唐人山一円ニ高麗左衛門代拝領被仰付所持仕候処、大山之儀手届不申候ニ而、御願差上候事

細工人

山村源次郎書出

李勺光代

一摂州大坂表住居仕候処、御預ニ付

御国罷下、松本中之倉ニ被差置

高麗焼物細工調被仰付来候、依之

於同所為薪山鼓ケ嶽被下置候、

依而是を唐人山と号シ候、以下略之

(71)

執法日乗抄二

寛文十二年六月五日

一赤川十郎左衛門方久々相煩被申、此節者

腫氣指出候、去ル比も於御立川

鯉為菓遣被差免候へ共、得取不申、

南明寺下池之儀者常々手堅被

仰付候へ共、彼方御城代役被役付、(マア)

其上老極故何とそ本服被仕

候様ニと被思召、南明寺池ニ而壹尺

(72)

程之鯉毫ツ被差免候儀、毛 隠岐

殿より御奉書筆司ニ入置、川横

目之者申渡候事

徳山全古屋藏人間并答

一同人萩ニ屋敷普請出来ハ元和元年、問

一説ニハ元和六年とも申伝候、いかゞニ御座候や

答
元和二年就隆様十五之御歳と申伝有之、
所ハ只今四本松之天樹院御寺辺ニ而候処、
其後宗瑞様御隠居処ニ被成候ニ付、同六年
十九之御歳、追廻シ辺か、御引移御普請
有之候由、申伝書有之候得とも、委細之段
(73)
不分明候

大馬場
飯上
故事雜彙続編

一南北四丁、幅不詳
但、高麗峠御門通ニ而ハ
南北六丁余
本丁

一中ノ惣門より長府屋敷前迄
東西五丁余、幅不詳

(74)
但、西ノ海際より東之堀迄九
丁余
四本松
一丁数不詳

但、時打矢倉より西ノ方入
隅迄堀四拾九間、右折廻

ノ入角より四本松之方 江南北
堀幅三十八間、此出角之矢
倉南北八間、東西六間、右之
矢倉より南之御門迄、堀二十
五間有之、凡御城之方ニ而者
間数之積可相成候様相見候へ共、
天樹院前通蓮池之辺外
数原辺等丁数不詳故急ニ
相知兼候

右御尋之由ニて、卯之正月廿一日松
野文右衛門より廉書受取之、同廿二日
右之通相認文右衛門 江渡之

(75)
御国政御再興記

二の丸御茶屋
一泰桓院様御代二の丸御茶屋御再興之
義有之

大照院
萩城天下馬
北の浜掘抜
四本松植松
明倫館前馬場
一觀光院御代二十一ヶ年之間 中略 大照院大變
之御再興 中略 萩御城之天下馬北之浜
掘抜又ハ四本松之方見通し之处植松
或ハ明倫館前之馬場仕直等被仰付候

(76)
留書

萩城
居城矢倉数、堀深サ、廓数
一矢倉数二拾一階倉共

一堀幅深サ

(ママ、曲輪堀幅)

天守曲輪城幅二十間、深サ六七尺、

所に依不同、二之曲輪堀幅十六門深

(ママ)

サ七八尺、右同断

一多門数七

外二本丸門一、天守曲輪二門一、二

(77)

之曲輪海手門四、同仕切門二

一本丸、天守曲輪、二之曲輪、三之曲輪

桑原寛書

慶長十年乙巳萩御城建立

(78)

閤百四十

一宗瑞様事御代二曾祖父惣兵衛事山口より

萩被召出、御城御櫓二被為置、曾祖父

惣兵衛、祖父惣兵衛二代御城内右御役

所勤仕候由二御坐候

友近惣兵衛

始二郎右衛門

友近惣兵衛

始十右衛門

友近惣兵衛

友近与一右衛門

(79)

故事拾遺 夏

御城七ヶ所番所

東西馬場口二ヶ所、御土戸口一ヶ

所、松下御門一ヶ所、御茶屋口一

ヶ所一ヶ所^(ママ)、御台所口一ヶ所、当

時引而御花畠一ヶ所

以上七ヶ所

御留守年

西馬場口、御土戸口、

(80)

黒書院後御廊下口

御弓之者出ル 一ヶ所

御留守引ル

故事拾遺

一寛文十一年之比浜崎二罷居候乞

食共夜中二ありき候儀停止

被仰付候事

(81)

十一月廿六日

一日本新規之神事法事停止

享保十五年四月十五日

一萩札遣

萩札遣

御国政御再興記

南苑・御茶屋
御茶屋

一南苑・御茶苑・御茶や之儀、近年本草物産

萩城

之学心掛之者も多有之、御菓苑御取立
之儀趣有之

御発端相成候、只今御茶や之土地熟地ニ而

折節上地相成候土地も有之、水辺旁

御納涼之地ニも可相成と候而、一亭被仰付候、

其後茶家者流共より家伝秘法之潤色

を願ひ、大工小工も追々其師伝を施し

(8)

候而、御佳興之一端ニ相備度旨相願、此外

ニも下より献納之物之願望有之、御僉義之上

余分之費有之義ハ不被差許候へ共、輕淺之

儀ハ願望ニ任せられ、指而奇石珍木も無之、

皆御城下有合之物取合、自然と只今之通

相成候、右御入用銀一向御所帶方御物成銀ニてハ

不被仰付下略

無尽集十五

搦糞所

於萩中自然喧嘩其外

不慮之儀有之時口々搦番
之次第

一 靄江口 益田隼人組

但加河津道わかれ

一 松本口 佐世九郎左衛門組

但市はつれ

一 龍藏寺掛口 井原与三左衛門組

(8)

一 霧口ノ掛口 栗屋帯刀組

一大屋坂口 阿曾沼太郎左衛門組

一 桜江渡り上り 柳沢新右衛門組

一 玉江渡り上り 山内九郎兵衛組

以上

一 太抵請取口如此候条、其方角之分ハ

克々氣を付、請口之方よりぬかし不

申様ニ搦之衆へ可被仰渡事

執法日乗抄四

浜崎あやつ
り芝居

一 浜崎あやつり之芝居先年

被差免候節、縁引を以札なしニ

入候もの多候而請領之者めいわくニ

存之由候ニ付、今度ハ左様無之様

ニと被仰渡之由に候故、昨日井上

五左衛門浜崎罷出候節、芝居

木戸口之しまり之儀見及候所

殊外ふしまりニ有之ニ付、勝

(8)

間田権右衛門方へ相尋候へハ、権右衛門

よりハしまり之儀沙汰不仕候、

請領之者より番差出置申之

由候、大形ニ候へハ相済申と之権右衛門

申様二候、世木・長嶺与之者も四人芝居江被差出之由候、彼者共も右ノリ之儀者存儀ニ而無之由申

候之様今日毛六郎左衛門殿江右之趣

申上ケ、太躰を以御目附より下知

仕候^(任組)而も右之仕与ニて候へハやくに

たち不申候間しまりなく

札なし之者大分此度も入候と之

物沙汰可有御座候条、かね／＼

右之趣被聞召置被下候様ニと

申上候、六郎左衛門殿被仰候ハ、右之

ベリ之儀公儀之御かまいニハ不相

成候、請領之者迷惑可仕と

思召、手堅様ニと被仰渡候へ共、

(8)

勝間田権右衛門支配之事ニ候間、

権右衛門右之ベリニて相澄と申候へハ

夫迄之事ニ候条、左様相心得

候へと之仰候事

新選雜纂ハ

寛文十三年三月より延宝三年四月迄限有
事之控

十二月廿八日

一吉川監物殿萩之御屋敷近年ハ見掛庵相

(8)

二候へとも、向後ハ萩之御屋敷を肝要ニと

思召候付、追々ニ作事等被仰付、人数なども

最前之分ニてハ守護難成ニ付而、人数を増

足輕等迄も数多萩へ御よひよせ候間、先年より

玉江海バた山よせ少し御預り地有之候、

其引続之田畠并右之山続御預り添、足

輕等被差置、山をハ竹など植、往々ハ萩御

屋敷内纔か之取繕等之為ニも被仰付、田

畠之儀ハ御定之年貢上納可被仰付之由

被仰出候付、萩毛利隱岐殿・福原左近

殿より江戸へ申来、所之御代官野原九郎右衛門

へ隱岐殿より見合被申付、九郎右衛門より之書付

をも相添被差越候、倉江と申小村一所ニて

此所田畠四拾三石余之地之由申来候、

山之儀水流を以倉江田畠へ付たる分

御預り候へハ、物切もよく有之よし九郎右衛門

書付ニ相見へ申候、右之所御預り被成候而も

所柄少しも支り無之由申来候、此段御

詮義候へとも、只今御預り被成間敷とも被仰

かたき事ニ候故、萩ニて御沙汰ニて御預ケ候

様ニと十二月廿八日二萩へ申遣候、所から少

ニても拝領ニ相成候へハ、達御聞閣ニ候へとも、

内証ニテ預り之分ハ、当職衆御沙汰之上

(87)

前々より預りニ相成候分も此度之儀も達御

聞不申候、内証ニテ御預り被成年貢も

監物殿より上納之筈之事

出羽又兵衛覺書

南条踊り

一慶安年中八月と覺申候、吉川美濃様之御馳走、

至暮ニ雪見之窓之踊り、其御返報御礼トして

於満願寺南条踊有之候事

古来火事記

(88)

古来火事記

目錄

御在府

寛永十一年
(二六三四)

一寛永十一年十月朔日、清光寺・長

寿寺焼失

御在府

承応三年
(二六五四)

一承応三年十一月廿二日、満願寺自火

御在府

万治年
(二六五九)

一万治二年三月十一日、古萩内藤三郎

左衛門火本ニ而清光寺其外浜崎

大火

御在府

万治三年
(二六六〇)

一同三年三月八日、堀内毛利丹波

(89)

屋敷より出火、類焼有之

御在府

寛文三年
(二六六二)

一寛文三年正月廿八日、堀内毛利隠

岐屋敷より出火

寛文四年
(二六六四)

一寛文四年三月廿六日、堀内火事、類

焼有之

御在府

延宝九年
(二六八二)

一延宝九年二月十日、山中丁葉若

(六兵衛カ)

三郎兵衛火元ニテ類焼有之

同

天和二年
(二六八二)

一天和二年三月廿四日、平安古山県勘

左衛門火本ニテ堀内天樹院其外迄類焼

御在府

宝永六年
(二七〇九)

一宝永六年十一月、松本市出火 小火也

同

享保九年
(二七四四)

一享保九年正月廿二日、堀内柳沢鞆

負宅より出火、類焼有之

同

延享四年
(二七四七)

一延享四年二月十四日、大照院焼失

明和五年
(二七六八)

御在国

一 明和五年八月十四日、御城山之松

雷火

御在府

天明八年
(二七八八)

一 天明八年正月四日、妙悟寺焼失

御在国

寛政十一年
(二七九九)

一 寛政十一年正月廿八日、清光寺焼失

御在府

延宝六年
(二六七八)

一 延宝六年正月廿九日、堀内六道五郎兵衛

⑨

宅出火、新堀辺類焼

大記録十六之卷

承応三年
(二六五四)

一 承応三年十一月廿二日巳ノ上刻、満願寺勸請

堂より火事出来候 而客殿・書院・方丈・鐘楼

⑩

焼失、并三戸地院類火ニて寺内不残焼申候

満願寺御宝蔵壱ツ、其外内蔵貳ツ、風呂屋

壱軒、惣門壱ツ、腰掛壱ツ残候事

⑪

同十六之卷

(ママ、己亥)

一 万治貳壬亥三月十一日申ノ刻ニ出火、同下

刻迄焼失之家数寛左之通

一 八拾五軒

但、浜崎筋横町共ニ

一 五拾壱軒田町

火本

内藤三郎右衛門

栗屋八右衛門

中村玄美

穴戸八右衛門

真鍋長兵衛

吉田長吉

天野七郎兵衛

木原平兵衛

内浦

岡崎三右衛門跡

西正寺

蓮花寺

正立寺

光明坊

清光寺

児玉忠右衛門

笠井正左衛門

松浦孫左衛門

本村権兵衛

但、本屋者残り申候、玄佐部屋

ハ焼失仕候

⑫

此所はね紙ニ

按二百二十六軒カ

以上 百五拾四軒

同前

万治三年
(二六六〇)

一 万治三年三月八日申ノ上刻、毛利丹

波殿屋敷裏向より出火、表門并蔵より

残り、主殿助殿部屋迄も不残焼失、

其節者西風ニ而

御城・天樹院・大木屋・上使屋者

風上ニて候事、左候而風直候而戌亥風

罷成、金子弥右衛門屋敷江火移り、夫より児
玉十兵衛屋敷迄焼、是にて火鎮り候事

同前

寛文三年
(二六六三)

一寛文三年正月廿八日夜子ノ下刻、毛利

隠岐殿堀内本町大馬場角屋敷宅

より出火にて、門田太郎左衛門・三浦道立・井原

八左衛門・内藤左衛門尉・竹田定安・梨羽求

馬・赤川又兵衛・十郎左衛門・大和式部上屋

(94)

敷・宍道五郎右衛門・草刈太郎左衛門・木原二郎兵衛・

毛利五郎左衛門・榎本二郎右衛門・宇野五郎兵衛・福

原宇右衛門・繁沢二郎兵衛・益田越中此衆

中類火ニ而寅ノ下刻迄焼治り申候、火本

隠岐殿ニて焼出所しかと不相極申候、裏

向より焼申候由候事

井上五郎右衛門就光代

当三月廿六日堀内火事之節、栗屋与一右衛門・

井上五郎右衛門事、

御城当番ニ而御城中火之坊別而

情を入、御家へ火之粉散来候処ニ消留候

之由、被

聞召上候、因茲為御褒美與服一宛被
遣候間、右兩人此段可被申聞之旨候、恐々
謹言

(94)

六月廿六日

(繁沢)
繁二 郎兵衛
(児玉)
児 淡路

柳沢新右衛門殿

無尽集 御国甲
卷十八

延宝九年
(二六八二)

一延宝九之二月十日晴天、東風以外

強、朝四ツ時分土原山中丁より出火、

火本葉若六兵衛并類火之左ニ記之

悉焼失 山中清兵衛

同 榎本伊右衛門

同 伊藤三清

同 小川仁左衛門

同 坪井玄兵衛

(95)

同 竹田休意

同 津田平右衛門

門計残 坂 七左衛門

悉焼失 津田玄佐

同 坂 新右衛門

同 河瀬九郎右衛門

同	志道平左衛門
同	竹田半兵衛
蔵一ツ残ル	原田忠右衛門
悉焼失	世良左兵衛
同	村井勝兵衛
同	長井七左衛門
同	高杉小一郎
同	河野六左衛門
蔵一ツ残	赤川茂右衛門
古萩	
屋敷内天神堂 計焼失	佐世勘兵衛
蔵ノ内火入 荷物 大分焼少々残	赤川半兵衛
(96)	
蔵一ツ残ル	中島清左衛門
同	福原猪兵衛
同	穴戸半右衛門
悉焼失	佐々木茂兵衛
明蔵一ツ残	伊藤又兵衛
悉焼失	門司又右衛門
蔵一ツ門并長屋 少々残ル	穴戸九十郎
悉焼失	栗屋伝兵衛
蔵式ツ残	志道太郎左衛門
同一ツ残	栗屋七左衛門

同二ツ残	木梨十郎兵衛
悉焼失	藤井喜兵衛
蔵一ツ残	神村藤左衛門
門并堀残ル	野山屋敷蔵 籠
悉焼失	飯田忠左衛門
蔵一ツ残	神村五郎右衛門
悉焼失	木梨弥右衛門
蔵一ツ残	桂 弥左衛門
悉焼失	佐々部竹松
悉焼失平板屋之 長屋残ル	栗屋久右衛門
表并長屋残	山田又兵衛
蔵并瓦長屋 残ル	南方九左衛門
蔵并門残	飯田藤右衛門
悉焼失	作間新五右衛門
同	作間新兵衛
同	信常弥右衛門
同	栗屋孫九郎
同	金子弥右衛門
同	田中市兵衛
同	栗屋瀬兵衛
同	草刈七左衛門
以上五拾三軒侍屋敷焼失、此外	
(97)	

町屋百五拾四軒焼区

但、木梨十郎兵衛屋敷

之脇より浜崎漁人町迄二

天和二年
(一六八二)

(98)

一天和二年三月廿四日、平安古山県勘

左衛門火本にて堀内迄類焼、天樹院其

外焼失、旧記不相刻

岩国記録取集之内御用状要文

(99)

宝永六年
(一七〇九)

(ママ、松本市)

一宝永六年十一月、松平市出火之節、吉

(吉川)

勝之助殿屋敷番目加田二郎右衛門より品

川九郎右衛門と申者を以、御寺近辺之儀二付

人数差出候由にて、当職役益田玄蕃迄

二郎右衛門より之口上相添差出候へ者、火も漸

鎮り候間、人数御寺迄ハ不罷出、依之入念

(挨拶)

之由、相応之相拶玄蕃より申達差返

候事

享保九年
(一七二四)

(99) 録

記六所日帳之内、享保九年

正月廿二日

一今夜中九時分、堀内柳沢鞆負宅

より出火、風烈敷及大火類焼有之候、

依之御供人数等早速登城、都合

二て及御聞候事

一同断付而、桂能登居屋敷類焼仕候付、

今夕登城之節拝領物有之

江戸当役

桂 能登

中略

一去廿二日、堀内出火之節、江戸御留守

居粟屋帯刀居宅類焼仕、苦々敷

被思召候、依之為御尋、桂能登より

奉書を以申遣、今晚之御飛脚便二

江戸差上せ候事

(100)

記録所日帳

延享四年

延享四年
(一七四七)

二月十五日

一今晚七時、大照院出火、六時及鎮火事

御位牌天樹院へ御火除被成候事

中略

二月十八日

口羽衛士

右今度大照院焼失二付再建被仰付候、

(記録)

依之創建奉行被仰付候、今日於記六所

加判役六戸出雲申渡候事

八月十五日

一昨夜御城山之松、雷火ニ而焼失ニ付云々、

御一門其外、式日出仕之面々為窺

御機嫌克登城

(三)

寛政十一年
(二七九九)

寛政十一年未正月廿八日

一今夜清光寺出火

御位牌様無御障、瓦町明円寺へ

御火除

宝永六年
(二七〇九)

一宝永六年十一月、松本市出火

享保九年
(二七二四)

一享保九年正月、御堀内柳沢火事

延享四年
(二七四七)

一延享四年二月、大照院焼失

明和五年
(二七六八)

一明和五年八月、雷火ニ而、御城山之松

焼候ニ付云々

御在府

寛永十一年
(二六三四)

一寛永十一年十月朔日、清光寺焼失

御在府

承応三年
(二六五四)

一承応三年十一月廿三日、満願寺焼失

(四)

文化十年
(二八二三)

文化十酉三月十六日未申刻、川島村樋

之口ニ而、樋守固屋より出火、類焼棟数付

立

(陪臣)

一諸士中・倍臣・足輕・町方・百姓略之

惣棟数四百四拾棟

一社壺ヶ所

但、社并神供所共二三棟、二ツ森荒神

社内之分

一寺壺ヶ寺

(四)

一観音堂壺宇

一門壺ヶ所

但、二廉善福寺境内

以上

一死人壺人

一死牛壺人

御城下大火先例左之通、留書ニ相見へ候

延宝五年
(二六七七)

延宝五年十二月廿五日

一宍道五郎兵衛屋敷より出火、毛利織江・門

田五郎左衛門家焼失、夫より堀外江飛火ニ而

呉服町之後口侍屋敷大形焼失、町屋

ハ焼不申候

(五)

天和元年
(二六八二)

天和元年一月十日

一土原より出火、侍屋敷六拾二軒、市中

家百五拾四軒焼失

天和二年三月廿四日
(一六八二)

一平安古侍屋敷より出火、夫より堀内へ飛火二而、侍屋敷数多焼失、大木屋浜手迄焼通、御蔵元之内蔵一軒焼失、夫より御城内満願寺江飛火、宮崎社類焼

享保九年
(一七四四)

享保九年正月廿二日
一宍戸平馬宅より出火、家数百五拾軒焼失
(マ)

享保九年廿二日
一柳沢鞆負宅より出火、拾軒余類焼、堀外江出、侍屋敷其外類焼

元文元年
(一七三六)

元文元年三月十七日
一十日市筋二而、足輕甚右衛門宅より出火、御許町江飛火、諸士屋敷五軒、町屋裏とも二拾七軒、竈数にして六拾壹竈焼失

万治二年
(一六五九)

(一五)
古来火事記

万治二年三月十一日申刻出火
八十五軒 浜崎筋、横町共二
五十一軒 田町
西正寺
蓮花寺
正立寺

光明坊
清光寺

(一五)
諸士屋敷十四軒
以上、百五十四軒
五方

古来火事記

万治三年
(一六六〇)

万治三年三月八日申刻、毛利丹波殿屋敷裏向より出火、表門并蔵はかり残り、主殿助殿部屋迄も不残焼失、戊亥風ニナリ、金子弥右衛門屋敷へ火移り、夫より児玉十兵衛屋敷迄焼失

寛文三年
(一六六三)

寛文三年正月廿八日夜子刻、毛利隱岐殿堀内本町大馬場角屋敷より出火、門田太郎右衛門・三浦道立・井原八左衛門・内藤左衛門尉・竹田定安・梨羽求馬・

(一五)
赤川又兵衛・十郎左衛門・大和式部上屋敷・宍道五郎右衛門草刈太郎左衛門・木原次郎兵衛・毛利五郎左衛門・榎本二郎右衛門・宇野五郎兵衛・福原宇右衛門・繁沢二郎兵衛・益田越中此衆中類火

無尽集二十四

吉川監物殿萩御下条

延宝六年
(一六七八)

一延宝六年正月廿九日之朝、宍道五郎兵衛屋敷

より出火、毛利織部殿・門田五郎左衛門類火、折節西風強堀外へ火飛、李家慶林・藤村右衛門尉・山

内彦右衛門・天野藤内・三浦七郎兵衛・仲三左衛門・

井上五郎左衛門・羽仁彦右衛門・法光院・高須權左衛門・

小川三郎左衛門・吉井紹為・兒玉彦右衛門・高須

五郎左衛門・鷹屋弥次兵衛・蓮池院・西光寺千台

(108)

仏・柿並權左衛門・近藤左兵衛・佐々木源六

類火、右之火事之節、

公儀之札場火防き様子付而、御目付衆

河内六郎左衛門・井上五郎左衛門・大和又四郎と乃^(乃美)仁

左衛門出入之儀、落着不埒二付而、御尋色々御詮

儀強有之候内、毛利六郎左江戶被召上候二^(六郎左衛門)

付而、其御詮儀重疊有之、其節より益

田孫左衛門・繁沢二郎兵衛・毛利宮内も罷出太体

限有儀ハ承候へとの儀二付而、監物殿右之

御詮儀之時分より両三人も罷出承候事

(記文棟札等) 部分、省略

(109)

小箱旧記抄

(ママ洪水)

御両国大風洪水二付而、破損所被仰上候

次第

寛永十一年
(二六三五)

一寛永十二年八月廿三日、御老中江福間彦

右衛門を以被仰候ハ、去ル七月廿五日、防長両国

大風洪水二而、萩城中之家・門・櫓・塀・長屋・

石垣并侍屋敷・民屋・田畠破損之由出

来御座候、然共委敷儀未申来候付、先太

抵計申上之通被仰達候事

(110)

一七月廿五日、八月十三日、両度之大風ニ萩御城

石垣損候通、御老中へ被仰上候へハ、極月朔日

被達上聞、同十三日土井大炊殿より御奉

書参候控

但、右御奉書御宝蔵符込雜文之内ニ有

之二付略之

故実拔萃

古蔵元

一御馬屋之地を古蔵元と云伝也、昔ハ御蔵元

此地ニ有之、角之御矢倉ニ而御用相調候由、

矢倉方両人と云、其後御蔵元両人と云、

夫故今以江戶ハ矢倉方と申也、爰元

ニても古記物ニハ矢倉方と有之、然共人馬

入込候事如何敷故、毛利和岩殿御役中

今之御蔵元出来候事、此節武具

大分被仰付也

於御城山

閏二月廿日 御花見

もろともに詠にあかぬ花のもとハ

みる人からに千代も経ぬへし

色も香も一しほにさくさくら花

なほいくとせをなかくらさん

春ことに咲にけらしな木のもとハ

いろ香もふかき花の夕はへ

(12)

老の坂いかてかこえんみよし野の

花にもまさる庭の一朵

万代のかきりもあらぬ春にあひて

君かめくみの花をみるかな

千代までの詠にあかぬさくら花

きみもろとも袖のましハリ

なへて世のはるハありとも所から

みる人のみの花の夕はえ

花のもとにあつまりきつゝみる人ハ

くむさかつきの袖のいろく

色はへて咲ぬる花におのつから

君か心にいくちよの春

所から色香もふかきさくら花の

千代となかめん春のゆふはへ

宗瑞

武慶

就隆

慶友

隆意

可心

宗春

宗是

窓南

正歳

所から宿から花をみる人ハ
すむもかすみの洞とおもひて

(13)

廿四日於御城山御花見朝

足引の山路はるけき海こしの

花の木すえによする釣船

日々になほ色香もふかく咲そひて

木すゑを花の雪となしぬる

廿四日昼於御書院御花見

所から詠ことなる花の香の

君もろともに万代をみん

於洞春閏二月晦日、庭前之御花見

光そふはるのゆふへの花よりも

ひゝきいてけり入相のかね

詠れハたちさrikたき花のいろハ

みやこのはるもけふの一本

咲そひてこすゑの花の雪いたく

枝もたわゝにふりそつもれる

(14)

なへて世の花のにほひを吹ためて

此一本におくるはる風

君と臣ふかきめくみにみる花ハ

千代万代と祝そへつゝ

左ゐ

元吉

左ゐ

武慶

宗瑞

武慶

就隆

慶友

左ゐ

久かたの空長閑なる木の間より

花の宿もる入相のかね

元吉

遠からぬ海をへえやハみやこにも

まさるや庭の花の木のもと

就云

六戸藤兵衛寛書

寛文四年（一六六四）洪水

一寛文四年八月六日之洪水ニ

御城詰之御門より西之方御石垣

十間口ほと破損之事

(15)

公儀所日乗廿六

慶安三年閏十月十二日

萩城石垣普請

一萩御城辺石垣破損所築直シ御

取繕普請被成度通御公儀 被仰伺

候処、被遂上聞ニ、如元可有御普請旨、御

奉書松平伊豆守殿ニ而被成御渡候事

(16)

国司広孝聞書上

物間番

一萩之物間番ハ、御一門衆以下千五百石

已上之寄組より被申付候、六戸殿

家来無礼有之、諸士より下座咎

有之候て、御手廻足輕ニ成候

(17)

国司広孝聞書上

一中之物間、北之物間、大馬場土手

之上ニ、昔ハ塀有之、(狹間)さまも有之候

井原彈正殿職役之時、江戸を憚り

のけさせられ候由、桂勘(勘右衛門)右所之老尼

正徳院殿之乳母寛居候て語候由

(18)

国司広孝聞書上

一只今天樹院之御門ハ堀内ニ有ける

門也、宗瑞様御隠居屋敷之御門也、

中納言故に四足なり

(19)

有故雜文ニ御城地御伺之内ニ

一上(下)しもの境目ニハ誰を被置せ候かと

御尋候之条、宰相吉川此分と申

候へハ、一段可然と国の内へあしを

ふまれぬ様ニハ不成物ニ候、城を

持こたへ候様ニさへ候へハ可然候間、

其分を能々御仕置尤候由被仰候

左候へハ指月と三ツかなわニ御城

有之事候間、一段尤之由被仰

(20)

候事

故実拔萃

一御台所御門之外ニ俗伝地祭りと云て
茅を植置所有之、是甚敷誤り也、

年月日ハ不知、大形綱広公御代之時

成へし、村田祖父二郎右衛門此人大御目付

仕候物語 綱広公御代之時、離馬

有之、此所之井江落入、取揚候様ニ相成

兼候、其節井を埋候事を惜候而、石蓋を

仕置、其上江見知候様ニとの儀ニ而茅を

(121)

植置、万一御用之時蓋を取除候為也

国聞

一堀内大手三ツの御門都合をは物頭ニ

御預被成候得共、平日の御番之儀ハ

千五百石以上之衆、御一門衆を初

かはるく家来差出し、番被申付

たる事ニ候、尤其番ニあたりし主人

の紋の幕を打候て、家来番仕候由

也

(122)

故実拔萃

一中之惣門、北之惣門之大馬場土手の

上ニ、昔ハ堀有之さま有之候、井原

弾正殿職役之時、江戸を憚りのけ

させられ候由、桂勘(惣右衛門)右所之老尼正心院殿
乳母

覚居候て語り候よし

(123)

大記録一坤

一玉井・浜崎・魚之棚(魚店)之後、三ツ所ニ船究

被付置候条、昼夜共ニ津入出津之時ハ

御番所へ相答罷通候様ニと申付候条、

此段内々下々迄可被申渡候事

承応三年

十月七日

(124)

五拾石五ヶ年之間、公儀へ御預り被成候由 下略

藤井九左衛門譜

飛騨守元貞代

一慶長七八兩年萩御城御普請始より

成就迄見合勤之

(125)

大記録坤二

一萩廻鉄砲御法度之儀、先年也被仰

渡候由ニ候、弥小原口は青長谷、三見

口ハ中山埜、山田口ハ山田境、大屋口ハ

河内之奥、明木口ハかせ坂之埜、川
上口ハ椿瀬、松本口ハ埜、大井口ハ
猪熊之埜ニ御定之儀ニ候、それより御
城下ハ弥手堅御法度可申付之旨ニ候
并奈古(笠山)や島是又堅御法度之儀

候条、可被得其意候事

承応三年

十月七日

(終)

〈参考資料〉萩諸町之旧記草案

〈参考資料〉

(表紙)

萩諸町之旧記	上下合
全	

(中扉)

萩諸町之旧記草案	上
----------	---

呉服町壺丁目

慶長九甲辰年御当地御打入被遊候之節、此町を御福町と御名付、則此文字を以書用ひよとの御事に定められし也、其頃長谷川宗兵衛惠休と云る者、町内及び隣町八町を掛持にして年寄役相勤、且又居宅普請成就之後宗瑞公御下り被遊奉遂其節ぬ、惠休嘗唐物類を商売し、専呉服物多く、貯て商ひ来るに御福之文字を相改、向後呉服町と此文字を可書用之旨公議奉承、夫より後其儀如斯、壺丁目・式丁目と相分し事は何れ之時歟不知其故、

○呉服町壺丁目市場之始、並二市惠美須之堂建る事、

慶長十二末年ノ秋、宗瑞公御前江長谷川惠休を召出させ給ひ、新市を御免許を蒙る、依茲豊後浜之市之惠美須を勧請して、惠休か宅ノ門之上に小堂を構へ、町内西ノ端より東ノ角を限り、埒を結、注連縄を引、町内之者相議して米銀寄せ来らしめて神舞之神事を相促し専祭典を行ふ、其儀其後

年々不違而後、為何溢者之仕業歟、件の惠美須之尊体を盗取去て行方を不知、依之石州温泉之津之惠美須を勧請し来て、新に堂を営み、祭事倍不怠、至于今年々十一月廿日祭典修行之、諸人參詣して寿福ヲ祈ル、勿論町内饗客家ニ酔賞して拝誦ふ、且又元三之日ハ神前ニ供祝鏡餅、備造酒、門松を立、注連飾を引延、愈以崇敬し来れり、彼長谷川惠休か子孫、栄枯相変して彼か居宅、今ハ井上六郎右衛門と云る者之家宅ト成ぬ、雖然惠美須之堂ハ如往古在于右之宅、

○市惠美須之板行、件の惠休曾て彫刻成さしめて元三、町内及其外へも相配らせ来り、其後惠休恩顧之者、表具屋長左衛門と謂る者へ右之板行与へ遣す、然るを其子吉蔵、孫甚右衛門ト云者まで三代相続て譲り伝へ、夫より大屋長右衛門といへる者江遣之、長右衛門より其子九右衛門といへる者へつかはし、夫より林久右衛門と謂るに遣之、其子又右衛門といへるに相譲り、右之板行迫于今、相嗜来れり、此故に元三、萩中江惠美須之札を相配り、松飾・祝餅・御灯等、何れも林又右衛門と云る者より相備へ来れり、

○慶安三年子正月、当職児玉民部元政役中、井上六兵衛元宜町奉行役之節、於江戸、綱広公御庖瘡御調被遊砌、長谷川宗兵衛休意惠美須之札を捧け奉らん事を相願ひ、右之惠美須之札、町内年寄役工藤四兵衛と謂る者取伝へて、奉捧しを江府へ上せらるゝ由、且又万治元年綱広公初而御入国被遊、其翌年正月井上六兵衛元宜、其頃ハ町奉行役交代之後たりといへ共、取伝を以、大屋九右衛門といへる者より御在国を奉賀、惠美須ニ御札捧奉らん事願申上、如願御蔵許まで奉撃れり、

○壺丁目市場、兼而長谷川が門前、新市賑ひ立来りし処ニ、其後いつとなく唯様市場下り、依之当職 (ママ) 役中・児玉七郎左衛門就之町奉行役之

砌、右之市壺丁目へ不殘立、猶殘ル所式丁目横屋弥右衛門先宅を限り、市の立ん事を相定む、其後市川三右衛門英信町奉行役之節、関札を出して呉服町壺丁目西角江市場相定、式丁目関札之儀ハ、從是西市場は先年之通、横屋家を限りニ市場相定り、両町へ右之関札出し置り、惠美須之願主は元来長谷川惠休ニて、札配り之本願人は林又右衛門と云る事、評儀決定之上、市川三右衛門英信役所より壺丁目へ其趣証文出し、壺丁目之市たる事、尤壺丁目之市惠美須なる事、其儀明白顯然たり、

○慶長十七年秀就公御入国之上、長谷川宗兵衛休与か家宅江御下り被遊奉遂其節ぬ、兼而呉服町壺丁目ハ町頭筆頭ニ御沙汰相成、御参府御帰城之節も、唐樋札場へ年寄役之者罷出候義、惠休・休与代々相續て座并壺番二出来り、夫より今以其格を勉来れり、或ハ從先年中宗門之御究之節も、於御客足二之間ニ御張紙出、呉服町壺丁目を初日壺番ニ判形被成しめ、剩惣町之宗門究、悉相整之後奥判仕候事、日之下之判形、壺丁目之年寄到于今勉其儀来り、又於御客屋先年より正月御物始之御規式、其外有限御祝事之節、市中年寄役之者、御慰斗頂戴之節も壺丁目之年寄壺番に出、又古来より御請狀・御触事等も、以壺丁目為筆頭遂其儀来れり、然処ニ上山正左衛門経匡町奉行役之節、初而大年寄之格といへる義発り、今魚店深野清兵衛・近藤惣左衛門式人か間、年替りニして壺人筆頭相勤、引續て壺丁目年寄座次相定る、

○田畑横町 此所菊屋十郎左衛門居宅ノ西之横町を先年より如斯呼来れり、
○地除町 此所延宝年中掘吉右衛門と謂るもの町内ニ居住し、彼か屋之内を町筋ニ指出シ、故に其時より此横町を地除町と唱へ来る、其後市川三右衛門英信町奉行役之節、弥以地除町と称する事に相走れり、

○飴屋町 是ハ先年東側之方、塩田屋敷ニて片側ハ蔵也、西側横屋徳左衛門抱之賃屋ニて、此所に飴を商ふ者、相住によりて先年よりいひ習はし来れり、

○八百屋町筋 則壺丁目之裏町北側也、向側ハ油屋町へ連り、又紙屋町ハ古魚店町江列る、

呉服町式丁目

呉服町は名付事、往古町割有之節、呉服町を町頭にして呉服物商売人居住し来り、諸御沙汰筋も呉服町を筆頭に御定、江府御上下被遊節も市中之年寄共、唐樋江出る砌も、町並筆頭之儀故、往古より壺丁目・式丁目之年寄、最初二出来り、又市中宗門奥書、或ハ毎年御客屋御規式御慰斗頂戴、又御触事・御請狀等之儀も古来より壺丁目・式丁目と筆並相勤来れり、右呉服町之儀壺丁目・二丁目と分りし事ハ何れ之頃相定候つらん、此段不相知、

○呉服町市惠美須 元和四戌年当職榎本伊豆元吉役中、作間新五左衛門猶正町奉行役之節、町内居住之大屋長左衛門と云者願主にて、石州益田之市惠美須勸請し、其後井上六兵衛元宜町奉行役之節、右之長右衛門家より惠美須御札差上ケ度御願申出、如願御受納有之、且又惠美須之小社安置之儀は市頭之儀故、唯今之壺丁目ニ居置有之といへ共、其節ハ壺丁目・式丁目之分ち無之故、呉服町市多ひすといひ習はす、夫故惠美須之御影ニ呉服町と有之、夫以来両町之境、油屋町筋四つ角を中墨にして立市仕来れり、
○絹機町 絹機屋町とも云也、壺丁め・式丁め之境ニ有之横町ニて、南方を言り、先年絹織所之儀、仲市左衛門屋敷を召上て織殿に転す、元禄四未仲何兵衛ハ他方江家を移す、依之絹機之細工人数人其業を勉、其後此業止

て右之御役所屋敷、元禄八亥年町人買請町屋敷と成ぬ、

○当町之内、新堀之辺、往古田地之所、元禄年中町屋敷二相成、圭庵橋之廻り、町家之分ハ当町之支配ニ相成義、元禄三年九月三日神村藤左衛門就冬町奉行役中証文出し置り、

○圭庵橋 往古呉服橋と云し也、右之橋之近辺岩佐圭庵居住する故、何頃より歟、圭庵橋と言伝ふ、且又呉服橋筋、絹機町角、松野四郎右衛門屋敷今橋崎半蔵屋敷 までハ当町之境内ニ而、元禄十丑八月長井八兵衛年寄役之節、大絵図指出し置り、

○法光院 瑞現山 往古於防州山口大乘坊と号、慶長年中二只今之地拝領して寺建立ス、此時法光院ト改号す、大乘坊火災之時、由緒書焼失之由言伝ふ、就夫開基年号由来等不相知、

開山法印深秀 従開山到只今十一世之内、八世権少僧都林龍房有光住職之中、本堂・庫裡并金毘羅社拜殿建立、尤依為鎮守、往古より小社有之を此代ニ右之通再興ス、夫以来年中三度之祭礼執行仕、六月祭礼之儀ハ呉服町惣鎮守なる故、呉服町式丁目、講半間有之、祭礼之砌、傘鉾人形取合、式丁目より差出シ、金毘羅堂之脇に居置、式丁目之内、新堀辺並本町向まで毎年六月祭礼之節ハ挑灯差出来り今以若斯、

本尊 阿弥陀如来 古仏一軀 作不知

本寺 往古より何歟不明、唯今ハ伝法山満願寺ノ末寺也、

於山口大乘坊と申せし頃も真言宗也、

観音堂一宇

本尊十一面観音一休 宇佐八幡御作縁記(縁起)由緒不知

脇立不動毘沙門二休 運慶作

鎮守金毘羅大権現社 一座 往古之縁記等不知(縁起)

輝元公・秀就公度々当寺御下被遊、此時現住深秀快照房御盃拝領所持仕山号之額一枚 鎮守社額一枚

何れも宝鏡寺宮様御筆有光代より相伝ふ、

寺屋敷間数 古来之御打渡致紛失、有光代願出改而御打渡相成、東表十八間半 後二十三間半 外二式間之道代入式十式間半、外二式畝十三歩御年貢地預りノ分、
齊藤正右衛門居宅之横町、先年より名目無之、

瓦町 往古此所に瓦師居住せしによりて此名有之歟、

○一条院 山号不知 於芸州開山真覺僧都從彼地引寺ニて、於萩玉江一条院ト号、有俊弟子良雲住持其後平安古江移寺、(何レノ所ノコト)又其後元禄四年唯今ノ地新溝筋移寺、真言宗伝法山満願寺末寺也、

本尊不動明王 智証大師之作

護摩堂 本尊藥師如来 恵心僧都之作

○蓮池院 秀就公度々御下り被遊、被対庭前之蓮池寺号を如斯賜ふ由、

○明円寺 万松嶺 於芸州吉田高林坊と云り、開山権大僧都祐甫法印明円、御打入之節御供して唯今之敷地拝領、一寺建立し蒙秀就公之命、明円寺と寺号を改む、則開基之法諱之字を用ひし也、山号ハ往古此所松原也し故也

とかや、世代現住まで七世に及ふ由、

○西光寺 靈沙山在瓦町横町、開山友玄芸州西条西光寺住持也、御打入之節御当地江来り、於御弓町寺地拝領して一宇建立す、然処海辺近く風波之節、及破損事を苦しみ御断申出、寛永年中に瓦町本町江寺を移す、其後本

町筋之寺院脇之地ニ引移す事御沙汰有、依是其時只今之地拝領して寺建立し、現住まで及六世由、

西田町 往古此所田地ニ而田町と名付、東西相分れり、

○中道下り 此所往古より此名あり、

○小道眞町 是亦往古より此名有り、

○清光寺横町 此地往古清光寺之寺内成故如此呼来れり、

撞木敷

○南田町 往古此所新溝筋と唱来りたれとも、御許町・婦屋町しもく町出来たる時分、田町も南田町之称号新に成ぬ、

○新横町 田町下り、此所中村七郎左衛門と謂る者居宅也しか、彼者出奔之後享保十三申年為来往通路、横町を明開く故、新横町と称す、

○清光寺

○教宗寺 放光山 往古開基宗四、慶長十七年唯今之御客足之前二一寺有之し処に、慶安五辰年三月、新町御弓町之下之町ニ而式十間四方屋敷拝領、今ほとハ右之所ハ下足敷と成して抱居、享保式酉年、引寺之御理申出、清光寺門前境内江一字建立成りぬ、

三二

○善行寺 山号無之 開基教念といへる僧、備後国之産、於三古剃髮し由緒有て御当地江来りて滞留之内、清光院殿御在世之節召出され、御堂に被遊度由二而、一字御建立立有、就夫生国帰寺之儀被差留、善行寺住持たり、清光寺住持無之内ハ、善行寺を本山より許容す、開基之僧より現住まで五代相續す、

東田町 往古ハ只今之屋敷床何れも田地也、町割之節追々地上ケ相成、家

並出来、故に田町と謂り、本町筋南側人間之外、新溝筋ハ今以御年貢地也、新溝筋ハ右之田地之水通シニて、唯今唐樋幸橋之所に唐樋式ケ所有之、右之式ケ所之中筋を物境にして溝筋有之、幸橋御高札場之所、惣名を唐樋と言伝へ、東田町支配内之御高札場也、右之故を以、唐樋札場といひ伝へり、貞享四卯年新溝筋広まり、今之道筋・家並出来、新堀といひ習ハせし処ニ宝永年紀ノコト南田町と名付定らる、

○光善寺 開基者芸州吉田ニ而、於防州山口姫山琳聖太子艸創之牛頭山医王寺之住職勤来る処に、清光院殿御志願により改宗し、清光寺之末寺と成、於萩も牛頭山医王寺と名乗、其後寛永年中光善寺と改号し於瓦町寺地拝領、第三代目之住持御弓町江又改地す、六世之現住元文式年又々改地を願出、依之古萩雜賀下り筋只今之寺地江再建せし也、

○玄德寺 開基願了と云る僧、三千坊開基之願正閣弟ニ而、三千坊境内に庵室を構へ居住せし処に、三千坊式代目徳玄代、宗瑞公御由緒依有之、徳玄閣弟玄智と云僧、右願了庵を引地の事を相願ひ、慶安三年唯今之寺地江引取、玄德寺之号を賜ハリ仏閣建立、現住迄七世無退転相嗣続し来れり、開基願了者、清光院殿御尊骸之御供を相勤、山口大通院江罷越、御中陰間相詰、修法務、依右之趣、翌年より年始之御目見到于今、代々之僧相勤之来れり、

唐樋町 往古唯今之橋之所大樋之口ありて、泥地の荻原にて樋之口有之故に唐樋町と名付し也、其後貞享四卯年橋に成れり、御通り筋なるか故に此橋を幸橋と名付、追々屋並も出来、はた場なども出来し也、

○高札場 往古より有之、

○荒神之社一座 是ハ町内増野久左衛門と謂る者之居宅之背戸に有之、昔より限有之祠二而、二森荒神之祠と相同キ由言伝へり、

御許町 此所先年諸士屋敷也、然所に当職佐世主殿広久役中、町奉行兎玉七郎左衛門就之代御免許有之、町屋敷と成りぬ、依之唐樋町・橋本町此両町江分配して属之、然後漸々町家と成れり、其後宝永七寅年四月当職安道玄蕃就晴役中、町奉行小川貞右衛門通政所動之節、町之名を御許町と称して沓町と成し、其時年寄役之者を初て相定、侍屋敷之所、町並に成し故、町に許たると云儀を以御もと町と名付し由、

○吉祥院 宝塔山 真言宗伝法山満願寺之末寺也、往古石州銀山二寺地有之、薬師寺といへり、慶長年中防州一之坂銀山依出来、為御祈願所引寺、神宮寺と相改、其後元和年中萩津江引寺、号吉祥院、於惠美須町寺地拝領して堂寺建立、其後元禄年中当寺六世之住職宍邊代、只今之所江引寺仕りし也、

本尊 毘沙門 運慶作

観音堂 一字 聖徳太子作

○称名院 当寺之地、元来秋里若狭屋敷也しを、元和五己未年寄進而為寺地、開山常念寺第七世長譽求公和尚、今之所艸創、寛永廿癸未五月廿一日寂す、第二世兼譽正の大徳、天和二癸亥年七月廿三日寂す、第三世専譽林茂和尚、宝永六丑年十月廿一日寂、第四世願譽大保大徳、元禄十四巳年四月廿八日寂、第五世修譽祐把大徳、享保十九甲寅年五月廿一日寂す、現住連譽まで凡百廿余年也、由緒之伝記・棟札等無之、山号ハ木島氏造立之故、木島山と号せし処ニ中古相改て巨溪山と云り、

本堂立像本尊 安阿弥作

脇立観音勢至 作不知 竹内何某寄進ノ由

立像地藏菩薩 作不知 河内屋九郎兵衛先祖寄進ノ由、

内仏之弥陀 作不知 秋里五郎右衛門先祖寄進ノ由、

善導法然画像二幅 作者施主筆跡共に不知、

座像之弥陀 作者不知、

開山木像 同断

半鐘一ツ 享保九辰年渡辺四郎兵衛寄進ノ由、

十王堂

閻魔法王 宗印作万固建立、

中尊地藏菩薩 安阿弥作、

十王仏 大田鶴平寄進ノ由、

額耆枚 閻魔堂 嶋田孫介・源之一寄進、

但、東武明顕山祐天寺祐海筆、

板額耆枚 宿雲台 護国山慧極筆

脇書二、癸酉仲夏慧極書

小額耆枚 山辺赤人歌仙

山号 巨溪と改し年月日不相知、

東西廿間 南北三十間 門より小路口まで、

横三間長サ二十間 本堂前側七間入七間 坪数ニシテ五十三坪、

十王堂 釣屋まで坪数ニシテ六坪半、

勝手向 坪数ニシテ二十坪、

橋本町 何れ之時より称し来りしか由来不知、且大橋由緒も不知ト也、

○小橋 此所以前ハ石橋也しを、寛保九年ニかけ改めて木橋と成ぬ、

椿町 往古椿西分立川村、只今石橋有之所之近辺に椿之大木有し故、椿之庄といへるよし、右之椿之庄之内ニ有之町なる故、椿町といへる由云伝へり、

○蓮正寺 龍橋山 真宗也、京都西本願寺之末寺、菰光明坊末寺なり、当寺開基ハ覺円と云し僧、於芸州吉田宮小庵住す、御打入之節御跡を慕ひ来る、其故に於椿町東側、表七間半入十六間半之寺地を拝領し、彼僧自力を以建立し、到于今此所に住持す、山号ハ所之景致を以付ケ来るよし、

平安古町壱丁目 先年於堀内平安寺といへる寺有之、今之養学院之地也、其門前に商売之者少々有之処ニ、御門外に本町新に出来せしによりて、右之商人他之所江居を移す、依是平安寺古門前町といへる心を以、平安古町と名付し由、古老の説有之、

○河岸端といへる所有、先年ハ田地也しか、ほとなく町並と成る、堀川の岸なる故、此名有といひ伝へり、

○養蔵院 往古より本町筋に居住之山伏之宅之表側、堂を構へて庚申を安置す、祈禱所之本尊ニ而行基菩薩之作之由、従芸州護り来る由、然処ニ大坂四天王寺之免許無之してハ世上ニ弘めかたく、享保二年四天王寺より免許状受るよし、

○壱丁目・二丁目と享保六丑年七月二両町二分ち定まる、

平安古町貳丁目 由緒壱丁目之所ニ載之、

○本町筋に八軒屋といへる所有之、先年此所に町屋八軒有之、依之其頃より如斯云来りたると也、

○二丁目風呂ノこと、平安古ニ有しニヨリテ安湯ト云こと、

南片川町 御打入以来片側町也、然処ニ其後御免許之上、堀側余地之所江追々家を建たる由謂伝へり、

○石屋町 先年ハ小笠原仁左衛門屋敷之脇ニおゐて、石屋数多右之細工を成せし処に、往還之妨ニ相成故、五十年前、唯今之所江転し移して石屋町といへり、

○袋町 往古侍屋敷たりし処に、七八十ヶ年以前、御免許有て町屋敷と成ぬ、袋之口之如き通路を往来して、其内江家建并へし故、如斯いへる歟、

○溝さらへし事ハ当職山内縫殿広通役中・町奉行嶋尾五郎右衛門種親所勤之節、元文四未年之春より同六酉年まで三ヶ年之間、南北之溝さらへ出来之砌より圮并喰ちかへ之壁も出来ぬ、

北片川町 御打入以来片側町也、然処ニ町奉行役上野保庵所勤之節、萩市中之物年寄役を竹内久之丞と云者只一人して相勤る内、北片川町企相成たる由謂伝へり、

○釣道 堀内御門之外、水道有之、其左右二家を建る故、つり道といへるよし云伝へり、

塩屋町 往古此所に塩屋といへる者住居せし故、如斯名付たりし由、右之

塩屋か子孫塩屋次郎兵衛と云る者、居所を替ていつの程よりか、春若町に住と言ひ、

○長壽寺 浄土宗 涼松山 是ハ在于塩屋町裏町鍛冶屋町筋、開山一空求欣和尚、備後尾道之産而防州山口長壽寺五世之住職也、因宗瑞公之御帰依、萩江被召連草庵を構る処ニ、命于福原越後広俊・榎本伊豆元吉、慶長十六亥年一寺建立成ぬ、其後寛永十一年右之寺焼失、依之寛永十五年只今之寺再建立成りぬ、

一、境内ニ楊貴妃ノ塔ノこと、

○円政寺 月輪山 世々真言宗也、往古防州山口ニ有之、大内家之祈願所也、最初之建立由緒歴世不分明、於山口今以寺跡円政寺町といへる所有、御打入以後、慶長年中御当地江引寺建立、

本尊 作不知、

御当地ニ而初代之住持快舜坊良政、入院年月日遷化之年月日不知、第三世法印良音房(マ)祐と云僧、勿論法義相宜、連歌之達人筆跡于今古筆所極札出之、隠居之後鶴林寺を取立、彼寺再興之最初山口平蓮寺住職す、当寺江転法入院年月日不相知、正保二年正月十四日遷化、往古之本寺不相知、只今之本寺満願寺、

天神社 一座 宗瑞公御預ケ、其外御寄進之瓶子・文台・硯筥有之、右之外蜀江錦之戸帳其外御寄進ノ品有之トイヘトモ度々去住之節、紛失せし由、

宝物罽口 一口 天満宮江日蓮上人より寄進ノ由、建長六年六月六日防州山口月輪山円政寺天神宮如右銘有之、

薬師堂本尊 高麗仏又ハ春日作ともいへり、蓮花座ハ運慶作といひ伝へり、

老松樹 栲株 従往古神木、世俗舟繫松と云、

昔ハ此所海岸ナルカ故ニ其名残レリ、

○寺屋敷 表廿壹間二尺、入式十六間、

○円政寺峠 此所円政寺門前通り筋之坂也、

○栄周院 浄土宗 来迎山 寛永十一甲成年、竜昌院第二世大挙上人良吞和尚開基也、和尚嘗陪、秀就公之御前、仏経及儒書之講談数座ニ至り、或ハ連歌・茶之湯之御席ニも相列りて遂其儀ぬ、此故に寺院之地を拝領して一字建立し、龍昌精舎を辞し来て右之蘭若ニ閑居す、仍而寺号を授りて栄周院と云り、其後寛永廿一甲申年初秋上旬、宗瑞公之姫君御逝去、依命此寺に御送葬あらせたまひ、勤修之時来て来迎山と称す、尤異牌(マ)此院に安置せらる、開山寿齡七十六歳而示寂す、現住まで九世、起立より今年まで凡星霜百十六年余ニ及ぶ、

文珠堂 一字 作不相知、

春若町 御打入之節、今之春若新右衛門先祖次郎右衛門元俊法体而号宗清といふ者、当町一町を司て町と成す、此故に春若町といへり

細工町 何れ之頃開けしといへる事不詳、数多之細工人住居せる故、かく名付る歟、

○鍛冶屋町 是ハ細工町之裏町也、鍛冶之細工人多く住居する故、如斯唱来れり、

○鐘木町 是ハ益田将監広明屋敷也しか、正徳六申年町屋敷と成、其時より袋町・境町といへる名目有之、樽屋町之境也、

萩諸町之旧記草案 下

津守町 此所何頃開けしと云る事不相知、唯今町田又兵衛といへる者之五代之先祖津守惣右衛門と云り、此者住し故、町之名とせし由云伝へり、右之惣右衛門子ノ代より町田と云し由、

○小道具町 此所前かた御道具之者住候故、如斯云伝ふるよし、西側ハ米屋町、東側ハ北より槌屋と云商家ノ裏通りまで津守町ニて、槌屋うら通りより南ハ西田町之内也、

○龍昌院 金沙山 慶長十乙巳歳、秀就公御母公御逝去被遊、為御菩提所、於御当地、周慶寺御建立、則今ノ龍昌院是也、其後明暦元乙未年六月二十五日綱広公之御母公御逝去被遊、其後寛文四甲辰十二月廿五日周慶寺を竜昌院と御改め成る、其謂ハ周慶寺様御廟所在于山口西方寺、御当地周慶寺ニ御位牌御安置故、御菩提所ニヶ寺有之ニ付、山口西方寺壱ヶ寺ニ相定、則西方寺を以周慶寺と改号し、周慶寺ハ竜昌院殿御位牌所相定り、則寺号可改龍昌院之旨、当院四世勘蓮社覺蒼上人円受代相定、当院開山者専蓮社称蒼上人是休一同大和尚者漆原氏ニシテ雲州懸屋之産也、

○妙雲院 当山創建之事、龍昌院者周慶寺建立之後、寛永年中周慶寺二世大蒼良吞上人塔頭之願有之、如願建立成、其後明暦之初、綱広公御母公龍昌院殿御逝去被遊、御寺号龍昌院と相改、開山称蒼是休上人之似我弟子春応当院之開山也、当院開山伝蒼春応大徳、雲州懸屋之産ニて俗姓ハ八木也、

当院開基檀那之由来、当山第二世大蒼良吞上人塔頭之願、依願以秀就公之命、宍道備前政義大檀那ニ定らる、因是政義一字建立而、先祖遠江隆慶法諱靈雲寺殿実谿篤公大禪門之位牌安置して、春応を為寮生、雖然本堂建立未成而政義卒す、法号竜蒼宗雲居士と謂り、政義姉ハ益田越中藤兼入道全鼎之娘也、政義不幸之後、良吞上人附法之弟子而妙雲姉と号、政義本堂建立之時未至、唯欲達存念、寛永年中、本堂・庫裡・総仏具等悉建立成就、其時以法号称妙雲院、故宍道家者当院開基也、政義姉之法諱を号専光院殿清蒼妙雲大姉、

○法雲院 山号 当院創建之儀、萩周慶寺御建立以後、寛永年中周慶寺二世大蒼良吞上人より両院塔頭之儀願出、如願建立相成り其後明暦初、綱広公御母公御逝去被遊、龍昌院殿御法諱を以爲寺号、龍昌院と改りし也、龍昌院開山称蒼是休上人之弟子吞雪ハ当院之開山也、寺号未成立、往昔ハ寺中寮室に住居有し由いひ伝ふ、寺号成立て法雲院といへるハ、児玉若狭元忠開基初之檀那之所謂ハ、周慶様御郷故を以秀就公之命、元忠檀越相定まれり、則法名清光院殿転蒼法雲居士以道号、為院号熟字、元和九癸亥正月二十日卒、

○心蓮院 山号 当院開基、宝永年中龍昌院七世之住心蓮社光蒼上人真阿良岡大和尚創建意趣ハ、為龍昌院殿御菩提永代不易之常念仏也、寺号之儀已前に大慈寺と云り、今者改て心蓮院と名付、開基之蓮社号を用、

○蓮華寺 慈性山 当寺開山者智光坊日誠と謂つて、於芸州吉田興元公・元就公依御帰依御建立有、則智光坊と寺号相唱へ、開基せしハ永正八辛未歳也、尤寺領数ヶ所御寄附委曲御証文有之、右之日誠京都之本山妙満寺十七代之住職之中、元就公御上京之節右之御由緒故妙満寺ニ御旅宿上人江御

対顔之上弥御信仰故日号御授り日頼大居士と奉号、御代々之宗旨御改難被為成、因是為御名代井上五郎右衛門・中村孫右衛門を以旦那と定らる、上人吉田下向之時、御祈禱執行御出陣之日取等相考、或ハ御軍使ニも被召遂其儀し由、右坊号を寺号に改し事ハ元就公御姉君相合之御方様当寺旦那二成らせ給ひ、慈性院殿念蓮日照妙教大姉と奉称、御法号に依て元龜元年二則慈性山蓮花寺と相改む、御位牌安置御菩提所と成ぬ、右之由緒を以慶長九甲辰年萩江引寺と成、其頃ハ六世之住職日繼上人ト云、萩中之無縁寺ハ、御客屋より御触有之節ハ一派之義ハ当寺江右之御沙汰有之、残ル三ヶ寺ハ当寺より触伝ふ、其後無縁寺も寺社所之支配ニ成しより四ヶ寺一紙ニ御縁有之、然共先格ニて筆頭也、尤前ニは御目見、或ハ御焼香等にも最初ニ出しと也、

○報恩寺 山号 往昔号心徳寺、旧記紛失、開山も代々も年数等不相知、然るに元和三年上人助給閑心徳寺号改報恩寺、故以上人助給和尚為開山、此時当寺在于瓦町、從開山四世位職上人秀田和尚、寛文十二年從瓦町只今之地江移寺及墓所

○宝蔵院 当院先祖快生院有容法印といふ僧、芸州御在城之節、為御国中安全、毎年大峰・伊勢・熊野三ヶ所御代参相勤、其上慶長二年從輝元公、牛頭天王・天形星^{（明）}一神之御本尊、当院第三世聖宗法印江御預ケ、御軍中度々之御祈禱抽丹誠、其後御打入之砌、祖式撰津守一同二萩江来、如先規三ヶ所之御代参相勤之、且又綱広公御出生までハ毎年年籠り之御祈禱修行す、其節宝蔵院と蒙命改名す、且御誕生之上江戸江被召登、此時以志道兵庫就幸、御守本尊之児文殊御預ケ、並ニ於京都政所様より神谷民輔を以、御守本尊子易觀音御預ケ、何れも御祈念不忘、依右之由緒、年始・歳末御目見、

或ハ御先祖様御作善之節ハ諷経等相勤む、然処ニ毛利隠岐就頼職役之節、寛文中より為御供米料、年々銀五枚宛賜之来れり、しかのみならず、

寛文十年、居宅修補料、折敷盤五十挺

全十一年、疊並ニ諸器調替料ニ銀五枚

全十三年、堂造作料銀五枚、折敷盤五十挺

貞享四年、取繕料銀五枚、盤木五十挺

元禄九年、造作事並ニ戸帳調替料銀十枚、桤木五十挺

宝永二年、門破損修補料銀五枚

全三年、文殊堂風損修補料銀十枚、桤木三十挺

正徳四年、造作料銀十枚、桤木廿挺

享保六年、銀五枚、桤木三十挺

右之通数度御拝領仕来れり、快生院よりハ只今まで九世に及ぶ、第三世聖宗より七世までハ平安古町ニ居住し、八世より下五間町ニ居す、去卯年児文殊開帳有し節より、津守町ニ居住し右之本尊も安置す、

五間町 御打入之節、阿部吉左衛門いまた町住居ニ而彼一族、五軒居住有之故、名付由云伝へり、五間町上下と二町に分りし事ハ、寛文中、門多庄六と云る者、年寄役之節といひ伝ふ、

○雜賀下り筋 今ノ雜賀織江先祖之家此所に有し頃云習ハせりとかや、

○光明坊 麻原山 当寺開基教信法師者三上土佐守二男ニ而稚名宮松と号、幼少より強力・早業拔群ニ而、元就公芸州吉田御在城之節、御近習ニ召れ、於戰場抽忠節、御寵遇異于他、雲州陣之節、為父土佐守陣代、郎等召具し御供し、自身働ニ羽武者^{（端）}ニ不掛目して尼子方物頭首・大将首四級、同生捕

三人実檢二備へ、為当分之賞、於吉田郷麻原山之麓、四町四方之屋敷地を
拝受し居宅修造可仕旨、蒙命御帰陣之上、早速杣土を聚め材木採用之節、
宮松任力量、自斧を提働節、不図蒙庇、夫より陰者二相成不得軍用、此上
ハ可遂出家之旨、随元就公之命、備後国照林房之弟子と相成り法流に浴し、
然も博識多才衆に超、法徳日長し、度々法話を聞召、已前拝領之麻原山に
一字建立せよとの御誡有之、雖然檀家も無之、右之趣辞退せし処に御家中
之侍中間、一向宗之者悉門徒に相加へ、資財等被下置一字艸建す、則本尊
ハ御当家伝来之阿弥陀木仏 小松内府重盛之
安置仏安阿弥作 被下置、麻原山光明坊と号し到
于今右之木仏安置せり、且又麻原山に于今寺跡有之、

輝元公広島御城移之節彼地江引寺可仕旨にて、則寺跡今ハ徳栄寺と号す、
開基教信自筆之銘文記置たる梵鐘一口徳栄寺に残し置、于今有之、第二世
祐信代御打入之節、御供して防州山口一之坂江庵室を構る処ニ、慶長九年
萩江被召寄、只今之寺地表廿間入廿三間拝受す、当寺ハ鈴間之一家蒙免許、

開基教信 二世祐信 三世権大僧都順西法印

四世順元 五世順譽 六世順康 七世順瑞 八世現住順信

本寺 西本願寺派下備後国三原照林坊

末寺 満行寺 西生寺 妙好寺 蓮生寺 光源寺 勝樂寺

通寺 大津郡黄波戸浦海岸寺

○安樂寺 声震山 開山明善、此僧俗姓守重善左衛門尉源為明、備後之産
也、牢人と成防州山口御堀村に來住し於鯖山禪昌寺剃髮、而其後御当地河
添村にて声震庵といへる禪庵を構へ法諱を明善と云、然処二元和年中数度
蒙靈夢、改派して為真宗之願望有之、早速遂上京、西本願寺二代目准如上
人エ右之趣を達ス、依之門主被聞召届之上、阿弥陀之絵像一幅・水晶之珠

数一連免与有之、真宗之僧と成、慶安三戌十月十八日寂す、故に開基明善
より明空・教信・玄徳・現住玄諦まで五世に及ぶ、且又此寺屋敷ハ明善・
明空二代共に河添村に居住せし処に、教信代に及て南片川辺田中といへる
所に寺再建して居住之頃、秀就公每度御鷹狩之砌に彼草庵工御立寄被遊、
住持教信義御前に召され難有蒙御意、数度拝領物賜り、其節之寺地狭少ニ
而殊ニ所柄も不宜、向後市中近辺宜所地願出ハ拜地可有之旨蒙御意、雖然
相応之地無之、綱公公之御代に及て笠井正左衛門上り屋敷明屋敷ニ相成故、
御先君之旨を以寛文四辰年右之家屋敷共に如願拝領相成、此所に引地成就
す、間数東表廿間巷尺入南十七間一尺北十六間五尺惣坪数三百四十四坪と
相見ゆ、右之節之御証文は松高院より出火之時焼失す、教信代別而貧寺、
殊吏角屋敷押廻し外側かこひ等難仕、門通り二間幅残置、入五間ニして町
屋敷ニシテ売払ひ御願相叶、町奉行児玉七郎左衛門役中、町人名代を以売
券状内証之用事を償、先年之屋敷証文焼失之趣訴出、町並に相加り、入五
間之辻相除、町奉行栗屋半左衛門役中、当役中連名之証文改て授与之沙汰
相成、所持之來れり、前段之由緒を以年始之御目見相成り、且御先祖様御
作善・御修行之節も御焼香勤之來れり、此寺只今之本堂、享保十二末年再
建成れり、

下五間町 御打入之節町割有之、家建塞ん事を相催といへ共、屋敷地任所
之望、二間口或者三間口なと間数狭く望者多し、此故に急に家並立塞ん事
難成、依之五間口より内者渡方難成との事にて、此町より表五間口之屋敷
地願出家造り成し始むるによりて、如斯五間町と名付く、上下と両町に分
ちし事ハ、中古より相分たるよし言伝へり、

○**錢屋町** 往古錢を鑄たる所之由言伝へり、

○**井町** 右之通錢屋町ニて錢を鑄たる頃、トンフリの湯風呂有之たる所、夫故此名唱へ来候よし、

○**雜賀下り筋** 往古此所雜賀何某之屋敷有候故此名あり、

○**下五間町市惠美須** 御打入之節、吉田町市立初りたる処に目代所有之故人馬往来繁ク通路之障りニ成故、右之市場下五間町江免許有之、且又市惠美須ハ町内月行司役半左衛門と云るもの大津郡杉山と言へる所にましますを守帰て為町内之鎮守、勿論其節、其趣御客足江訴之、頓振町筋角に右之市惠美須安置し于今在ます、宝藏院といへる山伏支配せり、

○**常念寺**

○**吉田丁** 先年此所を新町と名付しハ往古石州より九州江之往還筋ニ而町並之様二家居も有之たるなり、左有て御打入之節、古来より居掛り之者芸州より御供仕たる者も有之、家宅等作り添為市中繁昌、新市を願出免許有而所々之商売を招寄せ無程町並に成ぬ、町わりいまた企さる内に市立初りたる所故、新町と名付ぬ、其後町わり有之たる節も往古より此辺之惣名を古萩と言て町筋有之ニ付、道幅旁新町之儀ハ先年より有懸り之通なから宜なる哉、嘗御打入之砌、当地いまた家居少ク芸州より入込之役人宿に仕、其上御城御普請之御用、其外御國中遍諸方江之御奉書送り、市中用事等可相勤町数も無之、目代所ハ猶以無之付、諸用別而繁多之砌、町内之者本人ハ不及申、女子ニ至まで市中町家立揃ふ迄之間、数ヶ年之程新町より諸用相勤遂其節ぬ、依之町内段々刻苦勞、先年より使者賄被差除、其上町役半役ニ赦免相定、到于今其儀不差、

新町を吉田丁と名付し事ハ当職

(ママ)

役中・町奉行神村藤左衛門役所勤

之節、市中之外浜崎之内新丁といへる所出来、其文字紛る故、新町之由緒相尋、右之通市中立初り之趣、別而神妙に相聞へ具ニ讃談之上、芸州吉田之庄を考へ受て吉田町と祝し名付ぬ、依之右之趣御奉書下し与るに賀して曰らく、吉田町をハ吉田之庄共唱たる義也、然共町並故如左も唱へ難し、脇々之町何てうは此町の字を用来るといへ共、吉田町之儀ハ此丁ノ字を可書用之旨、向後勿違と議し定め、御奉書ニも則此文字を載置り、

○**御伝馬屋町** 吉田丁筋之内、常念寺脇丁筋之四ツ角より北之方を言り、往古町割之時分、市中に伝馬無之、用段間欠る事難如何、此所之者江馬を買渡す故、所之者馬持と成ぬ、仍而御伝馬屋町と言り、

○**惠美須之小社** 在于御伝馬屋町、是亦市中通用之ため町内より願出、新市を相促し其節建立せし市惠美須也、右之市自然と上り、只今ハ五間町に立る市也、然共惠美須ハ今以吉田丁之内、伝馬屋町に有之、惠美須屋半右衛門と云者支配す、

○**相町** 吉田丁之内、五間町筋四ツ角より東之方相町と名付る事、往古町割無之内より道幅狭き小路也、吉田丁之間に有之小路故、相町と名付し也、道筋改之時分、五間町筋より之見付不宜によつて、先年相町北側之家剪齊す、夫故道広ク成し也、

○**古萩町** 御打入之節町家さのみ無之、古萩町はかり町並少々も有之ニ付、

芸州より之諸役人先達而町江来りて宿を投する故に古萩町と言り、

○**渡り口** 此所先年ハ橋無之、尉之脇より航して古萩町江来往す、此故にわたり口といへる也、

○**浦丁** 此所先年浦人居たる故、浦丁といへり、又此所に二木屋といへる

古路有之事、先年八浦丁まで北国船入津せし也、其比ハ古萩町より問屋をも相勤め、夫故浦丁川端江往来有之、北国より之木屋彦ヶ所、古萩町より之木屋彦ヶ所、右往来之左右ニ有之故、式木屋と言ひ、然共其所唯今者為御救之蔵屋敷故、御救新倉と呼来れり、

○間町 古萩町之内也、古萩町と吉田町之間之町なる故、往古より間丁といへり、

○御打入之砌ハ萩二舟大工無之、夫故川平駄之舟等無之、小田孫右衛門先祖、阿部久兵衛先祖、芸州蔵橋と云所より、船大工を招寄せ舟を造らしめ、御城普請之節、土砂を運ハセ専遂其儀ぬ、

寛永十五年当職益田玄蕃役中之節、町内之者既及困窮、渡世難成者数十人、他町江居所を移し替る趣相聞へ、往古より種々公用遂達し、殊ニ町立初り之所柄也とて、撫育憐愍之御沙汰有て、町内之諸役免許有之、雖然諸役免許のみにてハ、渡世之謀不相成、米銀之間、借用之儀願出、依之如願、銀子利無ニして余分貸渡之沙汰有之故、其年より猶又町内役義太切ニ相勤之、使者賄等ハ兼而免許之故を以、今以赦免有之、且又町内理り之品於有之ハ、可願出之旨、町内之者江沙汰を成し置けり、往古より段々由緒有之故を以、竹木・炭薪之商売事、古萩町に限り免許せらる、寛永十六卯年益田玄蕃元堯職役之時免許有し也、然故他町右之物を商売せん事不曾容、其趣役所証文有之、

○御打入以後、唐樋町・田町・瓦町・平安古町・松本、此所江川平駄舟出来せりといへ共、何れも不残右之平大船古萩町之支配に仕り来れり、平安古町舟支配之儀ハ彼地遠方相阻りて急用之砌、若亦間之欠る事有てハ如何と相考、古萩町より其段訴出故、炭薪之商売、古萩町より其段勘弁し平安

古町江支配相憑置し也、

○橋本町舟支配之儀、是亦彼地遠方相阻故断之趣訴出ル上、橋ノ左右五軒材木商売仕事其趣勘弁之上、古萩町より船支配之義是亦相頼置けり、

○唐樋町・田町・瓦町・上野・松本、今以川平太舟支配し来れり、往古より竹木商売之義、古萩町ニ限り於他町、右之商売御免許無之段、役庁より証文数通授与し来れり、

熊谷町

先年熊谷常味といへる者居住せし故如斯いへる由言伝へり、

○豊屋町 保福寺筋角より北ノ方を言ひ、先年侍屋敷を町屋敷ニ免許有之、其時名付られし也、

○境町 市中と浜崎との境成故、如斯といへり、

○西生寺 元和七年建立旧記不詳、

本尊阿弥陀 山号靈松山 開山宗膳、

往古屋敷内、天神之小社有之由申伝、松梅有之候、天神靈木ニ依て、付来り候事、

寺号阿弥陀經ニ云、從是西方十万億仏土、有世界、名曰極樂、□至是人終時、心不顛倒、即後往生云々、

○妙好寺

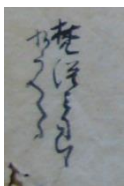
於芸州高田郡禪宗正立山分陀利花院ト云、

開基世代不相知、慶長九年防州山口まで好香大姉御位牌守護シ来、改宗時代不分明、寛永七年妙好大姉御位牌有之付、只今之寺地小庵拝領証文有之、

本尊阿弥陀 山号分陀利花山

(※写真参照)

寺号 依牌名付也、



米屋町 御打入之時分、御家頼中江之御扶持方米配分して払渡す事、於此町其儀を成せり、其後名目呼来る由言伝へり、

○**相首町** 往古ハ米屋町ノ方ヨリ入口三尺あまり程有之、東入口より西ノ方巷間余りも有之故に相首形に有之故、相首町といひ来れり、其後道筋一面に広く相成事、万治三三年之頃と言伝へり、

○**小道眞町** 先年小道具ノ者居住するによつて此名をいひ伝るよし、

惠美須町 往古惠美須を勧請し来て社建立せし由、依之如斯名付け市町立由、然処に承応三年三月惠美須町出火にて右之祠類焼に及び、縁記・棟札等まで不残焼失して委曲不相知、其後市立たる事も中絶之由いひ伝へり、

○**糺屋町** 此名目いつ頃よりといへる事知れかたし、

○**相首町** 理り右に相同し、

○**古老ノ伝**に当町を古萩中ノ丁といひけるよしか様往古之事ならん、

○**成就院** 真言宗満願寺末寺 山号宝峰

開山長音坊 往古養寿院為何宗、又者寺地・起立旁不分明也、寛永年中実山阿闍梨今ノ寺地江引再興す、其以来真言宗也、第二世住教遍阿闍梨成就院と改号す、

本尊 胎藏界大日如来 定朝作、

護摩堂本堂 愛染明王 作不相知、

○**阿舍院** 寺迹不相知、七八十ヶ年以前寺を移す、浜ノ新丁ニ有之、

○**法華寺** 松原山 慶長八九年頃之開基と言伝、

○**吉祥院** 寺跡只今井上玄静・宗岡又右衛門・古屋半右衛門三人之屋敷ト成ル、

○**常教寺** 文禄年中於山口小庵建立、其後慶長年中唯今之寺地へ引越建立、本尊阿弥陀 作不知 開基正誓、

山号法輪山 無量寿経曰、清転法輪則説法化道之儀也、

寺号 同経曰、常以法音、又曰、普現道教ト御二句首尾連綿シテ叶宗意、故名付、

当寺開基正誓、俗名伊香賀市次郎といへり、唯今之香原喜左衛門先祖兄弟也、文禄四乙未年、於防州山口端坊、十世明念ニ謁シテ出家仕ル由謂伝へり、尤剃髪之由来旧記無之、其後慶長年中御打入之節、本寺端坊江屋敷拝領故、正誓御当地罷越、御打渡ノ屋敷受取小庵を構ふ有て、寛永十五戊寅年、山号法輪山・寺号常教寺ニて、従本願寺別当職教興院、良如上人直判物頂戴す、且又清光院様御手筋之者ニ而其故を以御目見等まで相勤来れり、

開基正誓 第二世正林 第三世正周 第四世現住正応

○**端坊** 京都端坊十二世明善、有御許容道場立、慶長十壹年入院、京都端坊開基明源、俗姓高望王十二代苗裔大場木工権頭景明、人皇八十八代後深草院北面、高祖親鸞聖人直弟山州山科ニ草庵をむすひ建武之乱ニ焼失ニ付、同州渋谷興正寺を頼入一字建立、依之興正寺属同九世明了代、天文五年京都七条江寺を移、同十一世明勝代ニ様子有之、七条之寺破却し、其後公儀へ本願寺御断を申之上、慶長八年二六条寺内ニ端坊建立、

本尊 あみた仏 春日作之

山号 松林山 寺ノ傍松樹多し、因茲名付、

坊号端坊興正寺境内六坊有之、其端二住、依之名付、

油屋町 御打入之砌より、町内ニ藤井九郎右衛門と言者居住して油商売す

る故、油屋町と名付来る由言伝へり、

樽屋町 御打入之節町割相成、御手桶大工大玉新右衛門と云者居住す、依

之桶大工悉相集り町相成ぬ、以其故名目相唱へ来る、

○**檜皮町** 則樽屋町之内ニシテ、御打入之時、御手檜皮師河井福寿と云者
住居す、故に檜皮ノ細工人此所へ相集り町ト成り、檜皮町と往古ヨリ言伝
へり、

○**新貸屋**と云は益田将監 ^(ママ) 屋敷、正徳六年町屋敷ニ相成、袋町・境町
と名付、花松峠といへるハ右之益田 ^(ママ) 屋敷方時分、角二大木之松三株
有之、其松之枝に凌霄花纏属て赤き花ひらく物なる故、花松峠といひ伝へ
し也、

○**大和小路** 此小路ハ往古大和と云し座頭坊、此所住居せし故、大和小路
といへる由、申伝へし也、

○**教安寺** 靈光山 浄土宗常念寺末

文禄元壬辰開山ハ常念寺第四世舜誓上人弟子見誓心岩和尚也、当寺建立施
主は河野井壱岐ト云者なり、開山性蓮社見誓心岩和尚在寺三年、慶長十乙
丑六月六日五十六歳而寂す、従見誓、至現住十二世、従文禄元辰、今年ま
て迨凡百五十七年、

古魚店町 御打入之節、此所ニて魚商売せしに秀就公御代之頃、今魚店出
来て魚商売之もの彼地へ移居する故、古魚店と言伝ふる事、

○**今道** 古魚店脇町ニて往古入間之所故、通路不宜ほとなく道筋ニ相成た
る時分より不図今道と言伝へり、

○**紙屋町** 是ハ古魚店町ノ内、北側八百屋町筋に列れり、先年紙屋居たる
故いふよし

今魚店町 往古此地松原之沙浜たりしを深野・近藤が先祖に受之、雑用自
力を以て松を剪除、地引を成さしめ町並三町ニ成之立唯今新木屋丁といへ
る所江大木屋を構へ所の者仕事成す故を以、新木屋丁と言伝へり、何れも
町並成就之上、於沖之町、市ノ為繁栄能興行す、其節之御名代 ^(ママ) 勤之、
此人則今魚店といへる町ノ名を称シ定めり、

(終)